

5 低所得者等の福祉

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載をしています。

コミュニティバス乗車券の発行	403 ページ
無料入浴券の給付	417 ページ
都営交通の無料乗車券の交付	418 ページ

生活福祉調整課

生活保護事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課
<p>目 的</p> <p>憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。</p> <p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活扶助 衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用 (2) 住宅扶助 家賃、地代等の費用 (3) 教育扶助 義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 (4) 医療扶助 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関(指定医療機関)において医療の給付を行います。 (5) 介護扶助 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関(指定介護機関)を通じて介護サービスを行います。 (6) 出産扶助 出産に必要な費用 (7) 生業扶助 技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用 (8) 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用 (9) 就労自立給付金 就労により自立した世帯に給付金を支給します。 (10) 進学準備給付金 大学等に進学する世帯員に給付金を支給します。 <p>※これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>生活保護法 港区生活保護法施行細則</p> <p>開始時期</p> <p>昭和 25 年 5 月</p>		

実績表

港区の人口及び被保護世帯等の状況

年度	区分	港区の人口(3月1日現在)		被保護世帯及び人員(3月中)				
		世帯 (世帯)	人口 (人)	世帯 (世帯)	人員 (人)	保護率(1,000人当り)		
						港区 (%)	東京都 (%)	全国 (%)
30		137,663	257,472	1,798	2,118	8.2	20.8	16.6
元		139,492	260,535	1,727	2,007	7.7	20.4	16.4
2		137,730	258,105	1,760	2,036	7.9	20.3	16.4
3		145,011	258,273	1,765	2,042	7.9	20.0	16.3
4		148,745	263,097	1,830	2,128	8.1	19.8	16.2

資料：月報 福祉行政統計（東京都福祉保健局）、生活保護速報（厚生労働省社会・援護局）

資料：福祉行政統計

主な扶助別被保護世帯及び人員の状況

(各年度3月中)

年度	区分	生活扶助		住宅扶助		医療扶助		介護扶助		生活保護扶助費 (千円)
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
30		1,585	1,887	1,584	1,871	1,561	1,781	459	469	4,570,914
元		1,488	1,748	1,501	1,745	1,483	1,669	456	465	4,458,165
2		1,499	1,752	1,507	1,772	1,497	1,659	461	469	4,258,542
3		1,499	1,746	1,510	1,767	1,547	1,725	454	459	4,266,613
4		1,551	1,811	1,577	1,852	1,605	1,800	458	465	4,411,219

生活保護の開始、廃止の状況

資料：福祉行政統計

年度	区分	申請受理件数	取下げ件数	却下件数	開始		廃止	
					世帯	人員	世帯	人員
30		240	12	15	233	314	330	381
元		215	6	15	234	263	305	334
2		285	12	13	291	335	257	279
3		303	18	20	260	305	252	277
4		331	14	15	317	374	250	270

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都又は区負担 1 / 4	補助金名等	生活保護費等国庫負担金
---------------	--------------	-----------------	-------	-------------

就労支援事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。

事業内容

就労支援員を配置

(1) 内 容

求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。

また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

根拠法令等

生活保護法

港区被保護者等就労支援事業実施要綱

開始時期

平成16年4月1日

実績表

就労支援結果

年度	支援人数 (人)	就労結果（雇用形態別）						就労による生活保護の廃止件数 (件)	扶助費削減額 (千円)
		常勤 (人)	パート (人)	日雇い (人)	臨時雇い (人)	その他 (人)	計 (人)		
30	126	9	48	0	0	17	74	1	5,112
元	136	12	51	1	1	2	67	5	4,870
2	151	3	24	0	1	1	29	3	14,190
3	180	13	30	0	0	0	43	2	6,027
4	192	12	39	0	0	0	51	1	5,602

補助金等 (有) ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 -	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費等 負担金
-----------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

生活保護受給者等就労自立促進事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。

事業内容

(1) 内 容

支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。

（支援メニュー）

- ・ナビゲーターによる就労支援
- ・職業準備プログラム
- ・トライアル雇用の活用
- ・公共職業訓練の受講あっせん
- ・求職者支援訓練の活用
- ・その他の支援

(2) 対 象

生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等

根拠法令等

生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領

開始時期

平成23年12月1日（平成25年4月1日から、「福祉から就労」支援事業から生活保護受給者等就労自立促進事業へ名称及び一部内容変更）

実績表

年度	支援人数 (人)	就労結果（雇用形態別）				就労による生活 保護の廃止件数 (件)
		常勤 (人)	パート (人)	その他 (人)	計 (人)	
30	23	1	13	1	15	3
元	55	6	10	1	17	4
2	45	1	6	0	7	2
3	33	3	7	0	10	1
4	48	1	11	0	12	1

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

生活保護受給者等メンタルケア支援事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。

事業内容

メンタルケア支援員を配置

(1) 内 容

メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して以下の業務を行います。

① 被保護者の自立に向けた個別支援

ア 日常生活支援

イ 社会生活支援

ウ 就労支援

② ケースワーカー等へのアドバイス業務

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

根拠法令等

生活保護法

港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業実施要領

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実 績 表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
支援人数	61	71	73	88	57

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 -	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費 等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

調査訪問体制強化事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。

事業内容

生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置

(1) 内 容

- ① 資産活用方法調査 ② 年金受給権調査 ③ 扶養義務者調査
④ 債務整理支援等

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護申請中の人

根拠法令等

生活保護法

港区調査訪問体制強化事業実施要綱

開始時期

平成 17 年 4 月 1 日

実 績 表

(単位：件)

年度 区分	30	元	2	3	4
調査件数	10,829	11,671	10,497	11,537	12,278

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 -	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費 等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

法外援護事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。

事業内容

- (1) 見舞金（夏季・冬季）を支給
- (2) 出産に際し、祝品を支給
- (3) 小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学1年生、中学1年生、高校1年生のみ別途対応）
- (4) 小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給
- (5) 修学旅行が実施される学年に在籍する小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給
- (6) 中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給

根拠法令等

港区生活保護世帯等に対する法外援護事業実施要綱

実績表

支給の状況（令和4年度）

種別		単価		対象数	支給総額	備考
区分						
居宅世帯に対する見舞金	夏 季	居宅単身世帯	5,000円	1,520世帯	7,966,000円	
		居宅複数世帯	7,000円			
		単身入院世帯	3,000円			
		施設入所世帯	5,000円			
	冬 季	居宅単身世帯	5,000円	1,557世帯	8,149,000円	
		居宅複数世帯	7,000円			
		単身入院世帯	3,000円			
		施設入所世帯	5,000円			
出 産 祝 品				0世帯		5,000円相当の祝品を支給
学童服及び運動衣購入費		学童服	11,400円	58人	661,200円	小・中・高生同一単価（1人あたり）
		運動衣	4,100円		237,800円	
夏季健全育成費		3,300円		85人	280,500円	
修学旅行支度金		小学生	4,300円	0人	0円	
		中学生・高校生	8,500円	2人	17,000円	
高校学習支援金・就職支度金		51,500円		6人	309,000円	

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

自立促進事業	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。

事業内容

- (1) 就労支援 (被服費・技能習得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費)
- (2) 社会参加活動支援 (シルバー人材センター年度会費・ボランティア保険料)
- (3) 地域生活移行支援 (居宅清掃費用及び居宅環境整理サポート費用等)
- (4) 健康増進支援 (介護予防教室等参加費)
- (5) 次世代育成支援 (学習環境整備支援費・大学等進学支援費)

根拠法令等

港区被保護者自立促進事業実施要綱

開始時期

平成 19 年 4 月 1 日

実績表

区分		年度				
		30	元	2	3	4
就労支援	人数(人)	6	4	2	7	2
	支給額(円)	107,449	88,360	24,684	155,870	28,500
社会参加活動支援	人数(人)	9	2	6	6	4
	支給額(円)	18,000	4,000	12,000	12,000	8,000
地域生活移行支援	人数(人)	33	36	45	51	43
	支給額(円)	579,260	1,352,470	1,400,560	994,000	796,140
健康増進支援	人数(人)	0	0	0	0	0
	支給額(円)	0	0	0	0	0
次世代育成支援	人数(人)	38	29	19	22	22
	支給額(円)	3,881,467	2,745,647	1,925,821	1,994,200	2,077,322

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	----------	-------	---------------------

被保護者健康管理支援事業		所管課	各総合支所区民課 生活福祉調整課		
<p>目 的</p> <p>生活保護を受給している人に対し健康管理上の支援を行うことにより、生活習慣病等の重症化予防を図り、受給者の自立を支援します。</p> <p>事 業 内 容</p> <p>(1) 健康診査受診勧奨 40歳以上で生活保護を受給している人に対し、健康診査の受診勧奨を行います。</p> <p>(2) 健康管理支援 生活保護を受給している人で、健康管理上の支援が必要な人に対し、医療機関の受診勧奨、保健指導及び生活支援等を行います。</p> <p>根拠法令等 生活保護法</p> <p>開 始 時 期 令和2年4月1日</p>					
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 3 / 4	都負担割合 -	区負担割合 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費 等負担金

生活相談	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。

事業内容

生活困窮に至った経緯、生活状況などを聴き取り、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。

根拠法令等

生活保護法

開始時期

昭和 25 年 5 月

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
生活相談	960	1,148	1,206	995	922
生活保護申請	240	215	285	303	340

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

中国残留邦人等支援給付事業	所管課	芝地区総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの方が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。

上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようにしましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。

事業内容

世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。

平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の人が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給しています。

また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を 1 人配置しています。

根拠法令等

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

開始時期

平成 20 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
受給世帯数（世帯）	25	25	25	24	24
受給者数（人）	38	38	37	36	35
うち配偶者支援金受給者数（人）	0	0	0	0	0
支援給付扶助費額（千円）	64,525	74,479	74,975	73,025	87,018

補助金等 ① ・ 無	国負担 3 / 4	都又は区負担 1 / 4	補助金名等	生活保護費等国庫負担金 他
---------------	--------------	-----------------	-------	---------------

路上生活者対策事業	所管課	芝地区総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

路上生活者に対し、食事の提供等の応急援護を行います。また、自立支援センターなどを活用した社会的自立支援を行います。

事業内容

(1) 食事の提供等

窓口に来所した路上生活者に対し、①食事の提供(栄養食)、②就労等のための交通切符の交付、③医療機関の受診に必要な特別診療券の交付を行います。

(2) 自立支援センター（都区共同による自立支援事業）※

路上生活者に対し、①緊急一時保護事業による心身の健康回復と本人の意欲、能力等の総合的な評価、②自立支援事業での就労による自立支援に取り組みます。

※23区内に5か所設置済み

根拠法令等

路上生活者対策事業実施大綱

路上生活者緊急一時保護事業実施要綱・同実施細目

路上生活者自立支援事業実施要綱・同実施細目

生活困窮者自立支援法

開始時期

平成12年11月

実績表

区分		年度				
		30	元	2	3	4
食事の提供等 (件)		476	358	296	126	95
自立支援センター	緊急一時保護事業 利用者数 (人)	6	6	5	17	6
	自立支援事業 利用者数 (人)	6	6	3	8	1

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

住居確保給付金	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

離職または、やむを得ない休業等により経済的に困窮している状態であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人に対して、支給対象者の申請に基づき、住居確保給付金を支給し、住宅と就労機会を確保することを目的としています。

事業内容

- (1) 住居確保給付金の支給
- (2) 生活困窮者自立相談支援事業による支援

根拠法令等

生活困窮者自立支援法

開始時期

平成 21 年 10 月（平成 27 年 4 月 1 日から、住宅支援給付事業から住居確保給付金に変更）

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
支給決定者数（人）	4	1	1,335	1,012	206
支給金額（円）	633,810	139,600	633,920,581	305,755,462	72,729,914

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 3 / 4	都負担 —	区負担 1 / 4	補助金名等	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
-----------------	--------------	----------	--------------	-------	--------------------

戦没者遺家族援護	所管課	各総合支所区民課
		生活福祉調整課

目 的

旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する申請受付を行います。

事業内容

区で申請を受け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がない場合に、3親等内の親族のうち、請求権の最高順位の1人に支給します。
- (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。
- (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。

根拠法令等

戦傷病者戦没者遺族等援護法
 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
 戦傷病者特別援護法

実績表

給付金等受付件数 (単位：件)

区分	年度	30	元	2	3	4
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金		0	0	316	65
戦没者等の妻に対する特別給付金		0	0	0	0	0
戦傷病者等の妻に対する特別給付金		0	0	0	4	0

※戦没者の父母等に対する特別給付金については、現在該当者がいません。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

精神障害者医療保護入院の区長同意	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

精神保健指定医が入院の必要を認めた精神障害者について、入院に係る本人の同意が得られない場合で保護義務者のいない場合などに、区長が保護者に代わって入院の同意をします。

事業内容

医療機関からの医療保護入院同意依頼書に基づき、区長が同意書を病院に交付します。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

実績表

入院者数の状況 (単位：人)

年度		30	元	2	3	4
入 院 者	男	13	5	3	3	9
	女	6	6	3	6	9
	計	19	11	6	9	18

病名の状況 (単位：人)

年度 \ 病名	30	元	2	3	4
統合失調症	4	2	1	3	2
そううつ病	0	0	0	0	0
その他	15	9	5	6	16
計	19	11	6	9	18

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

身柄引取人のない死亡人や生活保護の対象とならない外国人行旅病人が発見された場合、火葬・救護等の措置をとっています。また、人骨が発掘された場合も同様に火葬の措置をとっています。

事業内容

- (1) 行旅死亡人
身柄引取人のない死亡人が区内で発生した場合、区長が死亡人の火葬を行います。
- (2) 行旅病人
生活保護の対象とならない外国人行旅病人が発生した場合、医療機関に対し、医療の必要の有無を調査し、必要なときは診療・入院等の手続を行っています。
- (3) 発掘人骨
区内において、工事その他の地下発掘により発見され、引取者の判明しない人骨は、その死亡年月日等が不明なため、法による正規の手続きが取れません。そのためその人骨が文化財等にも該当しない場合には、特例として、人骨発見の事情及び経過を証明する公文を作成して、火葬許可証に代えています。
- (4) 墓地・埋葬等に関する法律に基づく死亡人
火葬・埋葬を行う者がいない死亡人については、区長が火葬を行います。

根拠法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法
墓地、埋葬等に関する法律

開始時期

昭和62年4月

実績表

行旅死亡人取扱の状況 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	1	3	2	3	3

外国人行旅病人取扱の状況 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	0	0	0	0	0

発掘人骨の取扱の状況 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	0	0	0	0	0

墓地、埋葬等に関する法律に基づく死亡人取扱の状況 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	12	17	32	24	23

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づく死体の取扱いに要した費用に対する負担金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	---

福祉事務所無料職業紹介所	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

港区福祉事務所に求人開拓員を配置するとともに、無料職業紹介所を設置し、生活保護を受給している人等の就労意欲の醸成から雇用の成約にいたる一貫した就労支援の流れを整備します。自力で就労することが困難だった人に、一人ひとりに合った就職先を探して斡旋することによって就労につなげ、経済的な自立と社会参加を促進します。

事業内容

(1) 内 容

- ① 求人開拓員の配置
求人開拓員を配置し、様々な事情を有する支援対象者が就労につながるよう、企業訪問等により求人の申し込みを獲得します。
- ② 無料職業紹介所の設置
厚生労働大臣に無料職業紹介事業の届出をし、福祉事務所に無料職業紹介所を設置します。
- ③ 企業と求職者のマッチング
支援対象者一人ひとりの適性や個別事情と求人情報をマッチングさせます。
- ④ 求人の斡旋
区が無料職業紹介事業者として、支援対象者に求人の斡旋を行い、就労につなげます。

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

根拠法令等

港区福祉事務所における無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱

開始時期

平成 25 年 4 月 1 日

実 績 表

年 度		30	元	2	3	4
求人件数	常用(人)	644	293	211	307	469
	臨時(人日)	0	0	0	0	0
	日雇(人日)	0	0	0	0	0
求職者数		38	82	86	61	36
内就職者数	常用(人)	14	20	3	3	1
	臨時(人)	1	1	6	5	10
	日雇(人)	6	2	0	0	0

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 2 / 3	都負担 —	区負担 1 / 3	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
-----------------	--------------	----------	--------------	-------	--------------------

生活・就労支援センター	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が有する多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期の脱却を図ることを目的としています。

事業内容

麻布地区総合支所2階に、港区生活・就労支援センターを設置し、専門の相談員や就労支援員などにより、以下の生活困窮者に対する支援事業を実施しています。

(1) 内容

① 自立相談支援事業

支援対象者の抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画を作成し、就労に関する支援のほか、以下の各種事業を活用しながら、支援対象者の自立までを包括的・継続的に支援します。また、住居確保給付金の相談及び申請受付を行います。

② 就労準備支援事業

支援対象者に対し、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫的な支援を行います。

③ 家計改善支援事業

支援対象者に対し、家計の収支改善のため、家計管理に関する支援を行います。

④ 学習相談支援事業

子どものいる支援対象者の世帯に対し、貧困の連鎖を防止するため、子どもの進学に関する相談や学習習慣確立などの支援を行います。

⑤ ひとり親家庭支援事業

ひとり親家庭の置かれている状況に配慮しながら、保護者の就労支援をはじめとした各種支援を行います。

(2) 対象

区内に居住する生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）及び将来的に生活困窮に陥る可能性のある人

根拠法令等

生活困窮者自立支援法
 港区生活・就労支援センター事業実施要綱
 港区自立相談支援事業運営要領
 港区就労準備支援事業運営要領
 港区家計改善支援事業運営要領
 港区学習相談支援事業運営要領
 港区生活困窮者住居確保給付金事務取扱要領

開始時期

平成27年1月5日

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
相談受付人数	362	299	675	519	446

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担		都負担	区負担		補助金名等
	(1)	3/4		(1)	1/4	
	(2)	2/3		(2)	1/3	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
	(3)	2/3	—	(3)	1/3	
	(4)	1/2		(4)	1/2	

学習支援事業	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として無料学習支援を実施し、学習意欲の向上を図り、自立に向けた意欲を喚起します。

事業内容

(1) 対象者

生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学1年生から中学3年生
生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の高校1年生から高校3年生

(2) 実施場所

中学生：区内8か所（各総合支所管内に1～2か所）
高校生：区内2か所

(3) 実施日

中学生は、毎週水曜日（5か所）及び毎週土曜日（3か所）（年末年始を除く。）
高校生は、毎週火曜日（1か所）及び毎週木曜日（1か所）（年末年始を除く。）

(4) 内容

中学生は、学習ボランティア等を講師とする講師1名につき生徒2名程度の体制により実施し、科目は国語、数学、英語とします。
高校生は、講義形式等により実施し、科目は国語、数学、英語とします。
必要に応じて大学入学共通テスト受験科目である理科、社会等も実施します。
あわせて高校中退防止に向け、相談・支援を行います。

根拠法令等

生活困窮者自立支援法
港区学習支援事業運営要綱

開始時期

平成29年6月28日（中学生）
平成30年5月15日（高校生）

実績表

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4
利用実人数					
中学生	82	97	130	133	137
高校生	39	43	51	48	31

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 —	区負担 1 / 2	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業 費等補助金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	------------------------

令和4年度で廃止した事業

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税均等割が非課税である世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します。

事業内容

(1) 対象者

令和3年12月10日において、区市町村の住民基本台帳に記録されている者で、以下の①又は②に該当する世帯

① 令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※世帯構成の基準日は、令和3年度は令和3年12月10日、令和4年度は令和4年6月1日

※令和4年度支給対象世帯については、令和3年度支給対象世帯を除きます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当水準以下となった世帯

(2) 内 容

1世帯当たり10万円を支給

根拠法令等

令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領

令和4年度港区子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱

開始時期

令和3年12月27日(令和4年12月31日廃止)

実績表

区分 \ 年度	3	4
支給決定件数(件)	17,431	12,620
支給金額(千円)	1,743,100	1,262,000

補助金等 ① ・ 無	国負担 10/10	都負担 —	区負担 —	補助金名等	子育て世帯等臨時特別支援事業 費補助金
---------------	--------------	----------	----------	-------	------------------------

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中で、生活に困窮する世帯を支援するため、社会福祉協議会が行う総合支援資金の貸付を終了した区民等に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

事業内容

(1) 対象者（令和4年3月31日現在）

港区に住民登録があり、その属する世帯の生計を主として維持し、かつ、以下の①～⑤のいずれかに該当する者のうち、収入、資産、求職活動等の要件を満たす者（生活保護受給中の世帯を除く。）

- ① 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付け（以下「再貸付け」という。）を受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該再貸付けの最終借入月が到来していること。
- ② 再貸付けを受けた者であって、申請日の属する月が当該再貸付けの最終借入月であること。
- ③ 再貸付けの申請をし、申請日以前に当該貸付けが不決定となったこと。
- ④ 再貸付けの申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付けの申請をできなかったこと。
- ⑤ 令和4年1月以降に自立支援金を申請する者であり、かつ、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付け（以下「初回貸付け等」という。）を受けた者であって、申請日の属する月が当該初回貸付け等の最終借入月であること。

(2) 支給内容

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円
支給期間：3か月間

根拠法令等

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

開始時期

令和3年7月1日（令和5年3月31日廃止）

実績表

区分 \ 年度	3	4
支給決定件数（件）	1,268	941
支給金額（千円）	257,440	192,880

補助金等 ① 無	国負担 10/10	都負担 —	区負担 —	補助金名等	新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化交付金
-------------	--------------	----------	----------	-------	-------------------------------

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	所管課	—
		生活福祉調整課

目 的

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して、1世帯当たり5万円を支給します。

事業内容

(1) 対象者

令和4年9月30日において、区市町村の住民基本台帳に記録されている者で、以下の①又は②に該当する世帯

- ① 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② 予期せず家計が急変し、住民税均等割非課税相当水準以下となった世帯

(2) 内 容

1世帯当たり5万円を支給

根拠法令等

令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領

令和4年度港区子育て世帯等臨時特別支援事業（港区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱

開始時期

令和4年10月6日(令和5年3月31日廃止)

実績表

区分	年度	4
支給決定件数（件）		25,521
支給金額（千円）		1,276,050

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 10/10	都負担 —	区負担 —	補助金名等	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金
-----------------	--------------	----------	----------	-------	--------------------

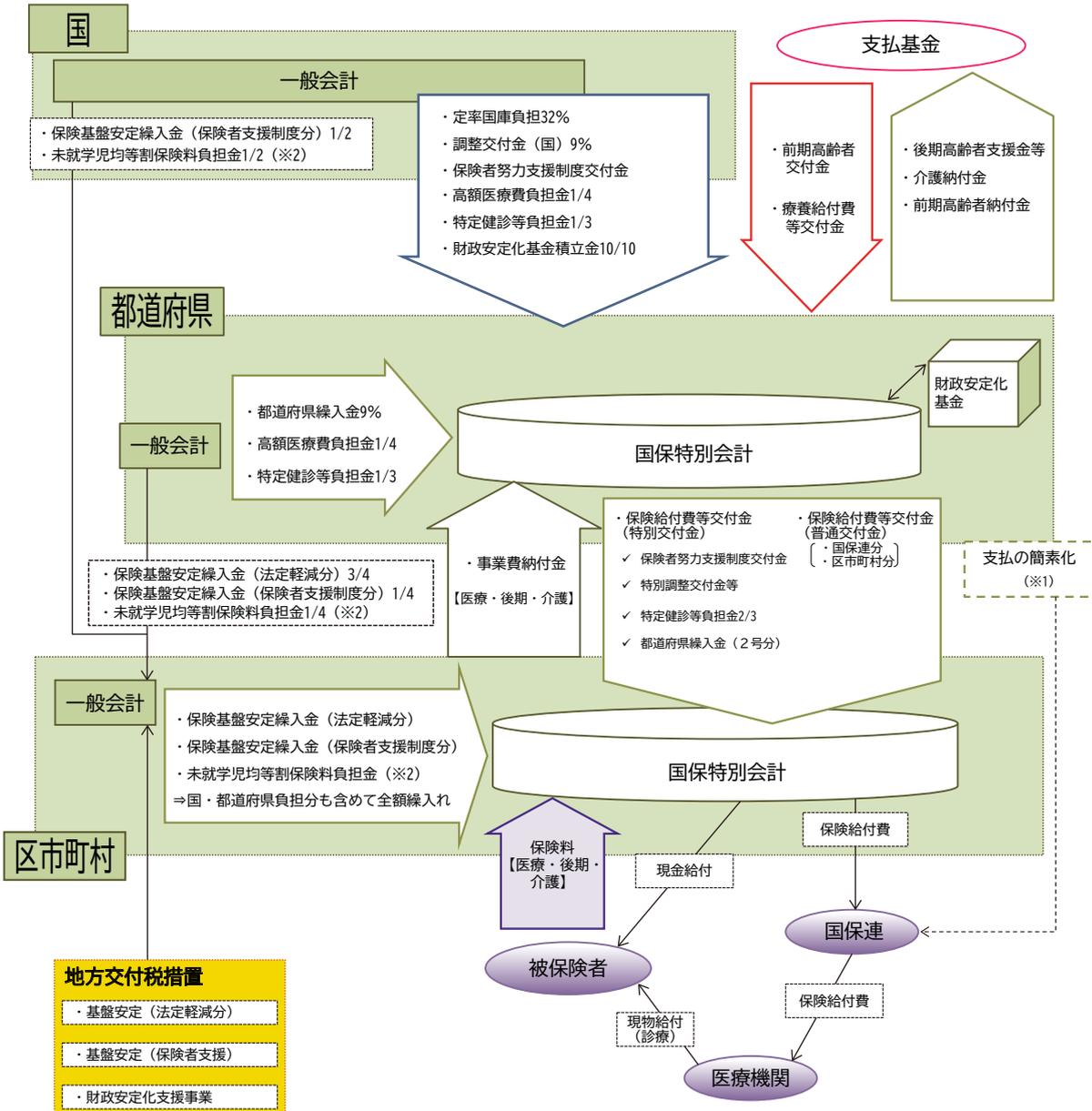
6 国民健康保険等

国保年金課

国民健康保険	所管課	— 国保年金課
<p>概 要</p> <p>国民健康保険は、国の社会保障制度の一つである社会保険の中の医療保険で、被保険者が疾病・負傷等の際に安心して医療が受けられるよう、加入者が納めた保険料を医療費にあてる、相互扶助の地域医療保険です。被保険者に対して必要な保険給付を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。</p> <p>区は保険者として、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施しています。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 国民健康保険の加入資格</p> <p>国民健康保険法第5条の規定により、港区内に住所がある人（※）は、次の適用除外に該当する場合を除いて、原則国民健康保険の被保険者となります。</p> <p>※外国人については、港区に住所を有し、3か月を超えて日本に滞在する人〔適用除外〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康保険、船員保険、各種共済組合の被保険者及び被扶養者 ② 後期高齢者医療制度の被保険者 ③ 生活保護を受給している人及び中国残留邦人支援法に基づく支援給付を受けている人 ④ 国民健康保険組合の組合員及び組合員の世帯に属する人 ⑤ 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者がいない人 ⑥ その他特別の理由がある人で、厚生労働省令で定めるもの <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険適用の例外 <ul style="list-style-type: none"> 就学するために親元を離れて一人暮らしをする学生や、特別養護老人ホームへ入所するために転出した人などは、大学や老人ホームを多く抱える自治体の国保財政が圧迫されて健全な運営が困難となることから、このような場合には港区の被保険者とします。 ・退職者医療制度（平成19年度をもって廃止しました。） <ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月31日までに退職者医療制度に該当した人は、64歳までその資格を継続します。 <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 港区国民健康保険条例 港区国民健康保険条例施行規則 		

国民健康保険体系図（国保制度改革後（平成30年度）以降）

平成30年4月から東京都が国保の財政運営の責任主体となり、東京都と港区がともに国保の保険者として、それぞれの役割を担っています。



(※1) 改正国庫負担金の算定政令第6条第8項で、区市町村は普通交付金の収納事務を国保連に委託することを可能としている。
(※2) 未就学児均等割保険料軽減制度は、令和4年度から実施された。

※東京都国民健康保険ハンドブックから図表を掲載しています。

制度の状況

港区国民健康保険加入種別ごとの加入者数の推移

区分		年度				
		30	元	2	3	4
加入世帯数 (世帯)		40,684 (20,054)	39,620 (19,602)	38,341 (19,125)	37,528 (18,752)	37,467 (18,474)
加入者数	一般被保険者数 (人)	55,456 (22,488)	53,597 (22,003)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49,445 (20,636)
	退職被保険者数 (人)	55 (44)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計 (人)	55,511 (22,532)	53,600 (22,003)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49,445 (20,636)

※ () 内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数です。

外国人の国民健康保険加入状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
外国人総数 (人)		20,277	20,587	18,291	17,224	20,215
※ 加入者	世帯数 (世帯)	4,955	4,862	4,363	4,113	4,691
	被保険者数 (人)	6,224	5,999	5,367	5,018	5,753
	一世帯当たり (人)	1.26	1.23	1.23	1.22	1.23
加入割合 (%)		30.69	29.14	29.34	29.13	28.46

※「国民健康保険加入者」には、「公用」の在留資格を持つ住民登録等していない外国人等を含みます。

外国人の国民健康保険加入者の国籍別加入状況

(単位：人)

国名	人数	国名	人数	国名	人数
韓国・朝鮮	1,030	パキスタン	72	ブラジル	75
中国	1,322	バングラデシュ	24	その他中央南アメリカ	107
フィリピン	711	その他アジア	399	ヨーロッパ	815
タイ	61	大洋州	112	中近東	115
インド	121	米国	567	アフリカ	103
インドネシア	25	北アメリカ(除米国)	68	その他	26
				合計	5,753

補助金等
有 ・ ⑧

備考

国民健康保険のあゆみ		所管課	—
			国保年金課
昭和 34. 12	国民健康保険事業を開始 世帯主 7 割、家族 5 割給付 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 保険料均等割額 1 人 600 円 所得割額前年度区民税額の 95/100 賦課限度額 50,000 円		
36. 4	国民皆保険達成		
37. 12	助産費 2,000 円		
38. 4	結核予防法第 34・35 条、精神衛生法第 29 条適用医療を 10 割給付 保険料均等割額 1 人 500 円		
10	準世帯主 7 割給付 老人ホーム収容者の国保適用除外 督促手数料の撤廃		
12	低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定		
39. 4	助産費 3,000 円 葬祭費 3,000 円		
40. 1	家族の給付率 7 割		
41. 4	保険料の所得割額の賦課対象を住民税額とする。		
10	保険料所得割額前年度住民税額の 112/100		
42. 4	保険料所得割額の算定に当たり退職手当等に係る住民税額を除外		
9	延滞金に関する規定の改正		
43. 4	育児手当金 2,000 円（新設）		
44. 8	精神衛生法第 32 条適用医療 10 割給付		
9	助産費 10,000 円		
45. 4	葬祭費 5,000 円 延滞金の割合を年利率に改正		
48. 1	外国人に国保適用		
12	高額療養費一部負担金限度額 30,000 円（新設）		
49. 4	助産費 20,000 円 葬祭費 10,000 円		
10	保険料賦課限度額 80,000 円（ただし、昭和 49 年度は 65,000 円）		
51. 4	助産費 40,000 円 保険料均等割額 1 人 2,400 円 賦課限度額 120,000 円 低所得者に対する保険料減額措置の拡大（7 割・5 割）		
8	高額療養費一部負担金限度額 39,000 円		
53. 4	助産費 60,000 円 葬祭費 20,000 円 保険料均等割額 1 人 4,800 円 賦課限度額 170,000 円		

54. 10	助産費支給制限（社会保険脱退後6か月未満の出産で、社保から給付を受けることができる場合は支給されない。）
55. 4 7	助産費 80,000 円 葬祭費 30,000 円 保険料均等割額 1 人 6,000 円 所得割額前年度住民税額の 122/100 賦課限度額 220,000 円 夏季施設「海の家」開設
56. 4	保険料均等割額 1 人 8,400 円 所得割額前年度住民税額の 118/100 賦課限度額 240,000 円
57. 4 9	助産費 100,000 円 保険料の所得割額の賦課対象を現年度住民税額とする。 保険料均等割額 1 人 9,000 円 所得割額現年度住民税額の 107/100 賦課限度額 260,000 円 高額療養費一部負担金限度額 45,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円）
58. 1 2	高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、39,000 円） 老人保健法施行
59. 4 10	保険料賦課限度額 280,000 円 ・退職者医療制度（新設） （退職者被保険者 本人 8 割給付、被扶養者入院 8 割・通院 7 割給付） ・高額療養費一部負担金限度額 51,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
60. 4 6 7	保険料賦課限度額 310,000 円 無料健康相談開始 夏季施設「山の家」開設
61. 4 5	助産費 130,000 円 葬祭費 50,000 円 保険料均等割額 1 人 12,000 円 賦課限度額 350,000 円 高額療養費一部負担金限度額 54,000 円（住民税非課税世帯は、30,000 円）
62. 4	保険料賦課限度額 370,000 円
63. 4	保険料賦課限度額 390,000 円
平成元. 4 6 7	保険料均等割額 1 人 14,400 円 保険料賦課限度額 400,000 円 高額療養費一部負担金限度額 57,000 円（住民税非課税世帯は、31,800 円） 夏季施設「日帰り海の家」開設
2. 4	保険料賦課限度額 420,000 円
3. 5 12	高額療養費一部負担金限度額 60,000 円（住民税非課税世帯は、33,600 円） 高額療養費資金貸付制度（新設）

4. 4	保険料賦課限度額 440,000 円 均等割額 1 人 16,800 円 助産費 240,000 円
5. 4 5 7	保険料賦課限度額 460,000 円 高額療養費一部負担金限度額 63,000 円（住民税非課税世帯は、35,400 円） 夏季施設「温泉の宿」開設
6. 4 10	保険料賦課限度額 500,000 円 保険料均等割額 1 人 15,900 円 所得割額現年度住民税額の 133.7/100（平成 6 年度減税に伴う特例） 入院時食事療養費（減額認定証の発行） 訪問看護療養費の新設 移送費の現金給付化 出産育児一時金 300,000 円
7. 4 7	保険料均等割額 1 人 16,800 円 所得割額現年度住民税額の 119/100 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の実施 精神保健法・結核予防法による入院者に対する住所地主義の特例の実施 「結核・精神医療給付金」の新設
8. 4 6	保険料賦課限度額 520,000 円 保険料均等割額 1 人 19,500 円 所得割額現年度住民税額の 155/100 運動負荷検査受診料助成制度（新設） 高額療養費一部負担金限度額 63,600 円（住民税非課税世帯は、35,400 円）
9. 4	保険料均等割額 1 人 22,500 円 所得割額現年度住民税額の 162/100 葬祭費 60,000 円
10. 4 7 10	保険料賦課限度額 530,000 円 保険料均等割額 1 人 26,100 円 所得割額現年度住民税額の 187/100 出産育児一時金 350,000 円 葬祭費 70,000 円 夏季施設「海の家」「山の家」「温泉の宿」を「宿泊施設」に 1 本化 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を導入
11. 8 12 12. 1	「口座振替済み通知」毎月発送の中止 国保新システムオンライン稼働 1 年分の保険料納付額通知「納付済み金額のお知らせ」の発送開始
12. 4	介護保険法施行による介護分（介護納付金賦課額）保険料賦課開始 均等割額第 2 号被保険者 1 人 7,200 円 所得割額第 2 号被保険者全員の現年度住民税額の 12/100 保険料賦課限度額 70,000 円 基礎分医療分（基礎賦課額）保険料所得割額現年度住民税額の 194/100

13. 1	<p>高額療養費一部負担金限度額改正</p> <p>住民税非課税世帯:35,400円 住民税課税世帯(一般):63,600円+[(医療費-318,000円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):121,800円+[(医療費-609,000円)×1%]</p>
13. 4	<p>医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 27,300円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 8,100円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の13/100</p>
14. 4 10	<p>保険料介護分(介護納付金賦課額)均等割額第2号被保険者1人 7,800円 所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の割合の改正 3歳未満:2割、3歳~70歳未満:3割、70歳以上:1割(一定以上所得者2割) ・国民健康保険高齢受給者証の発行 ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正 <ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の人 住民税非課税世帯:35,400円 住民税課税世帯(一般):72,300円+[(医療費-361,500円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):139,800円+[(医療費-699,000円)×1%] ・70歳以上の人(外来:個人ごと) 住民税非課税世帯(低所得I・II):8,000円 住民税課税世帯(一般):12,000円 住民税課税世帯(一定以上所得者):40,200円 ・70歳以上の人(外来+入院:世帯ごと) 住民税非課税世帯(低所得I):15,000円 住民税非課税世帯(低所得II):24,600円 住民税課税世帯(一般):40,200円 住民税課税世帯(一定以上所得者):72,300円+[(医療費-361,500円)×1%]
15. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 29,400円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の204/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 9,000円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の20/100
16. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の賦課方式の変更(4月、7月の2回賦課から6月の1回賦課) ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 30,200円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の208/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料賦課限度額 80,000円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 10,800円 所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の24/100 <p>保険料のコンビニエンスストアでの収納開始</p>
17. 4 7 11	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 32,100円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人 12,000円 ・所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の27/100 <p>7 出産費資金貸付制度(新設)</p> <p>11 口座振替加入促進キャンペーン開始(平成24年3月廃止)</p>

21. 1	出産育児一時金 380,000 円
21. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 27,600 円、所得割額現年度住民税額の 68/100、賦課限度額 470,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 9,600 円、所得割額現年度住民税額の 26/100、賦課限度額 120,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 10/100、賦課限度額 100,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 22 年 3 月まで 1 割に据え置き
10	出産育児一時金 420,000 円（直接支払制度開始）
22. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円、所得割額現年度住民税額の 80/100、賦課限度額 500,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円、所得割額現年度住民税額の 23/100、賦課限度額 130,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額現年度住民税額の 11/100、賦課限度額 100,000 円 ・非自発的失業者の保険料の軽減措置実施 ・保険料均等割額の減額制度に 2 割減額を追加 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 23 年 3 月まで 1 割に据え置き
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の電話催告等業務委託開始
23. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金（恒久化）420,000 円 ・国民健康保険料の賦課方式を住民税方式（当該年度分の住民税額に料率をかける方式）から旧ただし書方式（前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額 33 万円を差し引いた額に料率をかける方式）に変更 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 31,200 円に据え置き、所得割額 6.13/100、賦課限度額 510,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 8,700 円に据え置き、所得割額 1.96/100、賦課限度額 140,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 0.95/100、賦課限度額 120,000 円 ・賦課方式の変更に伴う経過措置実施（23、24 年度） ・後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務委託開始 ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 24 年 3 月まで 1 割に据え置き
24. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,000 円、所得割額 6.28/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,200 円、所得割額 2.23/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,100 円、所得割額 1.12/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・国民健康保険料の訪問徴収業務委託開始 ・外来診療分の高額療養費現物給付化実施（「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の適用」） ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 25 年 3 月まで 1 割に据え置き

<p>25. 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 30,600 円、所得割額 6.02/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円、所得割額 2.34/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,000 円、所得割額 1.16/100、賦課限度額 120,000 円に据え置き ・70 歳以上 75 歳未満（一定以上の所得者を除く。）：2 割 *特例措置により平成 26 年 3 月まで 1 割に据え置き ・賦課方式変更に伴う平成 23・24 年度とは異なる新たな経過措置実施（25、26 年度） <p>第二期特定健康診査等実施計画期間開始</p>
<p>26. 3</p>	<p>運動負荷検査受診料助成制度は、利用料割引制度になったため廃止</p>
<p>26. 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 32,400 円、所得割額 6.30/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.17/100、賦課限度額 160,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,300 円、所得割額 1.04/100、賦課限度額 140,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満（高齢受給者証）の一部負担金 <ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得者 3 割 一般、低所得者Ⅱ・Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> 昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた人 2 割 昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた人 2 割（特例措置により 1 割） <p>8 高額介護合算療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更</p> <p>27. 1 高額療養費の 69 歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3 区分から 5 区分に変更</p> <p>3 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を廃止</p>
<p>27. 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 33,900 円、所得割額 6.45/100、賦課限度額 520,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 1.98/100、賦課限度額 170,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 0.98/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正
<p>28. 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 35,400 円、所得割額 6.86/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得割額 2.02/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 1.10/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 <p>6 保険料のモバイルレジでの収納開始</p>
<p>29. 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,400 円、所得割額 7.47/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 11,100 円、

29. 8	<p>所得割額 1.96/100、賦課限度額 190,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.09/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 <p>高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70 歳以上の人（外来：個人ごと） 現役並み所得者世帯：57,600 円 一般：14,000 円（年間限度額 144,000 円） ・70 歳以上の人（外来＋入院：世帯単位） 一般：57,600 円 *過去 12 か月以内に自己負担限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円
30. 1	<p>保険料支払いの口座振替登録促進のため、ペイジー口座振替受付サービス開始</p>
30. 4	<p>国民健康保険制度改革により東京都が新たに保険者となり、港区とともにそれぞれの役割を担う。東京都は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、港区は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課の徴収、保健事業等を引き続き担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,000 円、所得割額 7.32/100、賦課限度額 580,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,000 円、所得割額 2.22/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.18/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 <p>6 モバイルレジでクレジットカードでの収納開始</p> <p>8 高額療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更</p> <p>高額介護合算療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から 6 区分に変更</p>
31. 3	<p>高額療養費資金及び出産費資金貸付制度（廃止）</p>
31. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.25/100、賦課限度額 610,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,300 円、所得割額 2.24/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.24/100、賦課限度額 160,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・旧被扶養者に対する軽減措置を均等割額について、資格取得後 2 年までと変更 ・重複頻回受診等対策事業開始

令和2. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.14/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 12,900 円、所得割額 2.29/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.46/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するための条例改正（適用期間 令和2年1月1日から） ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置を開始（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限分）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・残薬調整啓発事業開始
10	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料支払いの口座振替登録促進のため、Web 口座振替受付サービス開始
11	<ul style="list-style-type: none"> ・条例付則第2条で引用している地方税法の用語である「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に変更するための条例改正
3. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の L I N E P a y、P a y P a y での収納開始
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 38,800 円、所得割額 7.13/100、賦課限度額 630,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.41/100、賦課限度額 190,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 17,000 円、所得割額 2.13/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に係る対象期間を変更（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限分）
5	
4. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 42,100 円、所得割額 7.16/100、賦課限度額 650,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.28/100、賦課限度額 200,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 16,600 円、所得割額 2.02/100、賦課限度額 170,000 円 ・未就学児に係る被保険者均等割額（医療分・支援金分）の減額措置の導入 ・民法の一部改正（成人年齢が 20 歳から 18 歳に変更）に伴い、結核医療給付金の支給対象となる被保険者の年齢を 20 歳から 18 歳に改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に係る対象期間を変更（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限分）
5. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の a u P A Y、d 払い、J - C o i n P a y での収納開始
5. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 500,000 円 ・医療分（基礎賦課額）保険料 均等割額 45,000 円、所得割額 7.17/100、賦課限度額 650,000 円 ・支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）保険料 均等割額 15,100 円、所得割額 2.42/100、賦課限度額 220,000 円 ・介護分（介護納付金賦課額）保険料 均等割額 16,200 円、所得割額 2.07/100、賦課限度額 170,000 円 ・保険料減額のうち、5 割減額と 2 割減額の判定基準（減額対象となる世帯の総所得金額等）を改正 <p>5 割減額：43 万円 + (給与所得者等※の数 - 1) × 10 万円 + 29 万円 × 被保険者数以下</p>

<p>5. 5</p>	<p>2割減額：43万円＋（給与所得者等※の数－1）×10万円＋53.5万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等に係る所得を有するもの（公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金（適用期間：令和5年5月7日まで）</p>
-------------	--

国民健康保険事業の運営に関する協議会	所管課	—
		国保年金課

概要

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により設置された区長の諮問機関で、区長の諮問により国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。

内容

(1) 審議事項

- ① 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- ② 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること。
- ④ その他、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(2) 委員の構成 (単位：人)

委員	定数	現員
被保険者代表	8	8
保険医又は保険薬剤師代表	8	8
公益代表	8	7
被用者保険等保険者代表	3	3
計	27	26

任期は令和 3 年 12 月 7 日から令和 6 年 12 月 6 日までです。

根拠法令等

港区国民健康保険条例
 港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

開始時期

昭和 34 年 12 月

実績表

開催状況

開催回数	開催年月日	議 題
1	令和 5 年 2 月 21 日	港区国民健康保険条例の一部改正について

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

国民健康保険趣旨普及	所管課	—
		国保年金課

概 要

国民健康保険加入者に対して、国民健康保険制度の仕組みや手続きの理解を深めてもらうため次の冊子等を発行しています。

「港区の国保」	発行月	4月
「港区国民健康保険ガイドブック」(外国語版)		4月
「国保だより」		6月

実 績 表

発送件数 (単位：件)

年度	区分	発送件数
30		40,565
元		39,220
2		38,624
3		38,754
4		38,236

※「港区の国保」「国保だより」は、納入通知書に同封して、6月に発送しています。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	----------	---------------	----------	-------	------------------------

国民健康保険料	所管課	— 国保年金課		
<p>概要</p> <p>国民健康保険料（以下「保険料」といいます。）は、みなさんが病気やケガをしたときの診療費など、様々な給付の財源となる医療給付費分（基礎賦課額）（以下「医療分」といいます。）、後期高齢者医療制度の給付の財源となる後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等賦課額）（以下「支援金分」といいます。）、介護サービスの財源となる介護納付金分（介護納付金賦課額）（以下「介護分」といいます。）から成り立っています。</p> <p>保険料は世帯を単位として計算され、その支払義務は世帯主にあります。世帯主本人が国民健康保険の被保険者でなくても、同一世帯に被保険者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。</p> <p>内容</p> <p>1 保険料の計算</p> <p>保険料は、同一世帯の国民健康保険の被保険者の人数と、被保険者の所得金額（賦課基準額※）をもとに計算します。</p> <p>※賦課基準額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合算金額から、基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません。）。令和4年度の保険料の金額は次の式で計算しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分 <p>所得割額 被保険者全員の賦課基準額×7.16%+均等割額 被保険者数×42,100円=年間医療分保険料（賦課限度額65万円）</p> ・支援金分 <p>所得割額 被保険者全員の賦課基準額×2.28%+均等割額 被保険者数×13,200円=年間後期高齢者支援金分保険料（賦課限度額20万円）</p> ・介護分（40歳～64歳） <p>所得割額 40歳～64歳の被保険者全員の賦課基準額×2.02%+均等割額 40歳～64歳の被保険者数×16,600円=年間介護分保険料（賦課限度額17万円）</p> <p>※未就学児の医療分・支援金分の均等割額は、5割軽減されます。</p> <p>2 保険料の通知</p> <p>6月に納入通知書を発送します。</p> <p>3 保険料の納め方</p> <p>保険料は、1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。納入通知書に同封した納付書又は口座振替で納めます。</p> <p>ただし、被保険者全員が65歳～74歳の場合は、世帯主の年金からの徴収（特別徴収）が原則となります。</p> <p>根拠法令等 港区国民健康保険条例</p>				
補助金等 有 ・ ④				備考

保険料算定階層別世帯数・被保数(医療給付費分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一般世帯		退職世帯		混合世帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
50,000 未満	18,628	21,312	18,628	21,312	0	0	0	0
50,000 ～ 100,000 未満	3,676	5,403	3,676	5,403	0	0	0	0
100,000 ～ 150,000 未満	3,657	4,671	3,657	4,671	0	0	0	0
150,000 ～ 200,000 未満	2,675	3,526	2,675	3,526	0	0	0	0
200,000 ～ 250,000 未満	1,750	2,507	1,750	2,507	0	0	0	0
250,000 ～ 300,000 未満	1,213	1,814	1,213	1,814	0	0	0	0
300,000 ～ 350,000 未満	909	1,396	909	1,396	0	0	0	0
350,000 ～ 400,000 未満	675	1,048	675	1,048	0	0	0	0
400,000 ～ 450,000 未満	561	954	561	954	0	0	0	0
450,000 ～ 500,000 未満	417	675	417	675	0	0	0	0
500,000 ～ 550,000 未満	344	554	344	554	0	0	0	0
550,000 ～ 600,000 未満	291	494	291	494	0	0	0	0
600,000 ～ 630,000 未満	137	241	137	241	0	0	0	0
630,000 以上	2,534	4,850	2,534	4,850	0	0	0	0
合 計	37,467	49,445	37,467	49,445	0	0	0	0

保険料算定階層別世帯数・被保数(後期高齢者支援金分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一般世帯		退職世帯		混合世帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
10,000 未満	12,332	13,936	12,332	13,936	0	0	0	0
10,000 ～ 20,000 未満	7,274	9,121	7,274	9,121	0	0	0	0
20,000 ～ 30,000 未満	2,265	3,163	2,265	3,163	0	0	0	0
30,000 ～ 40,000 未満	2,661	3,377	2,661	3,377	0	0	0	0
40,000 ～ 50,000 未満	1,871	2,316	1,871	2,316	0	0	0	0
50,000 ～ 60,000 未満	1,779	2,398	1,779	2,398	0	0	0	0
60,000 ～ 70,000 未満	1,272	1,738	1,272	1,738	0	0	0	0
70,000 ～ 80,000 未満	998	1,495	998	1,495	0	0	0	0
80,000 ～ 90,000 未満	815	1,215	815	1,215	0	0	0	0
90,000 ～ 100,000 未満	615	904	615	904	0	0	0	0
100,000 ～ 110,000 未満	574	893	574	893	0	0	0	0
110,000 ～ 120,000 未満	416	644	416	644	0	0	0	0
120,000 ～ 130,000 未満	417	658	417	658	0	0	0	0
130,000 ～ 140,000 未満	349	585	349	585	0	0	0	0
140,000 ～ 150,000 未満	284	475	284	475	0	0	0	0
150,000 ～ 160,000 未満	269	440	269	440	0	0	0	0
160,000 ～ 170,000 未満	216	351	216	351	0	0	0	0
170,000 ～ 180,000 未満	207	326	207	326	0	0	0	0
180,000 ～ 190,000 未満	171	301	171	301	0	0	0	0
190,000 ～ 200,000 未満	140	250	140	250	0	0	0	0
200,000 以上	2,542	4,859	2,542	4,859	0	0	0	0
合 計	37,467	49,445	37,467	49,445	0	0	0	0

保険料算定階層別世帯数・被保数(介護納付金分)

(単位 世帯数：世帯、被保数：人、階層区分：円)

階層区分	全 体		一般世帯		退職世帯		混合世帯	
	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数	世帯数	被保数
10,000 未満	6,155	6,563	6,155	6,563	0	0	0	0
10,000 ~ 20,000 未満	3,706	3,787	3,706	3,787	0	0	0	0
20,000 ~ 30,000 未満	869	957	869	957	0	0	0	0
30,000 ~ 40,000 未満	1,304	1,514	1,304	1,514	0	0	0	0
40,000 ~ 50,000 未満	1,127	1,200	1,127	1,200	0	0	0	0
50,000 ~ 60,000 未満	855	959	855	959	0	0	0	0
60,000 ~ 70,000 未満	595	679	595	679	0	0	0	0
70,000 ~ 80,000 未満	460	549	460	549	0	0	0	0
80,000 ~ 90,000 未満	367	441	367	441	0	0	0	0
90,000 ~ 100,000 未満	339	410	339	410	0	0	0	0
100,000 ~ 110,000 未満	261	327	261	327	0	0	0	0
110,000 ~ 120,000 未満	220	278	220	278	0	0	0	0
120,000 ~ 130,000 未満	155	197	155	197	0	0	0	0
130,000 ~ 140,000 未満	158	208	158	208	0	0	0	0
140,000 ~ 150,000 未満	139	178	139	178	0	0	0	0
150,000 ~ 160,000 未満	138	174	138	174	0	0	0	0
160,000 ~ 170,000 未満	110	147	110	147	0	0	0	0
170,000 以上	1,516	2,068	1,516	2,068	0	0	0	0
合 計	18,474	20,636	18,474	20,636	0	0	0	0

国民健康保険料年度別調定収納状況				所管課	— 国保年金課		
------------------	--	--	--	-----	------------	--	--

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
30	現年分	8,618,742,389 (※1) (20,786,364)	7,160,722,610 (19,816,855)	22,314,753 (0)	4,890,877 (0)	1,453,128,902 (969,509)	83.45 (※2) (95.34)
	滞納 繰越分	2,499,964,452 (※1) (10,004,945)	772,822,851 (5,007,936)	3,226,459 (0)	532,595,926 (2,428,575)	1,194,545,675 (2,568,434)	31.33 (※2) (50.05)
	計	11,118,706,841 (30,791,309)	7,933,545,461 (24,824,791)	25,541,212 (0)	537,486,803 (2,428,575)	2,647,674,577 (3,537,943)	71.81 (80.62)
元	現年分	8,374,494,463 (※1) (5,072,168)	7,082,701,013 (4,492,314)	27,329,800 (210)	6,539,273 (0)	1,285,254,177 (579,854)	84.88 (※2) (88.57)
	滞納 繰越分	2,511,634,365 (※1) (3,537,943)	697,107,460 (1,093,255)	2,753,601 (0)	607,370,164 (979,045)	1,207,156,741 (1,465,643)	27.79 (※2) (30.90)
	計	10,886,128,828 (8,610,111)	7,779,808,473 (5,585,569)	30,083,401 (210)	613,909,437 (979,045)	2,492,410,918 (2,045,497)	71.69 (64.87)
2	現年分	7,974,020,800 (※1) (0)	6,885,495,962 (0)	37,875,887 (3,160)	3,811,169 (0)	1,084,713,669 (0)	86.61 (※2) (0)
	滞納 繰越分	2,375,122,277 (※1) (2,045,497)	504,899,596 (277,045)	3,978,357 (0)	1,014,051,739 (838,679)	856,170,942 (929,773)	21.39 (※2) (13.54)
	計	10,349,143,077 (2,045,497)	7,390,395,558 (277,045)	41,854,244 (3,160)	1,017,862,908 (838,679)	1,940,884,611 (929,773)	71.68 (13.54)
3	現年分	7,749,492,612 (※1) (0)	6,783,720,256 (0)	32,032,273 (0)	1,774,297 (0)	963,998,059 (0)	87.80 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,879,712,717 (※1) (929,773)	386,493,249 (7,800)	3,043,081 (0)	713,298,218 (467,610)	779,921,250 (454,363)	20.74 (※2) (0.84)
	計	9,629,205,329 (929,773)	7,170,213,505 (7,800)	35,075,354 (0)	715,072,515 (467,610)	1,743,919,309 (454,363)	74.77 (0.84)
4	現年分	8,027,451,113 (※1) (0)	6,995,773,802 (0)	41,463,106 (0)	4,588,717 (0)	1,027,088,594 (0)	87.42 (※2) (0)
	滞納 繰越分	1,689,628,004 (※1) (454,363)	372,949,550 (0)	2,729,069 (0)	654,986,521 (454,363)	661,691,933 (0)	22.22 (※2) (0)
	計	9,717,079,117 (454,363)	7,368,723,352 (0)	44,192,175 (0)	659,575,238 (454,363)	1,688,780,527 (0)	76.12 (0)

(※1)居所不明分調定を含みます。(※2)居所不明分調定を差し引いた収納率です。

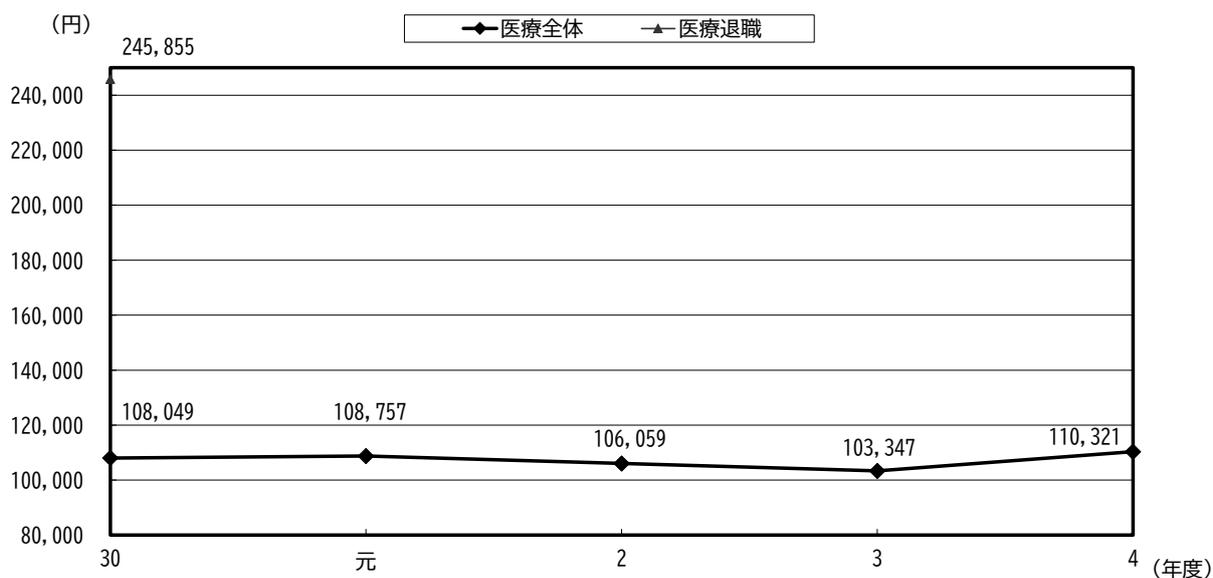
(注1) ()内は退職被保険者等分で内数です。

(注2)収納額は還付未済額を除いた数値です。

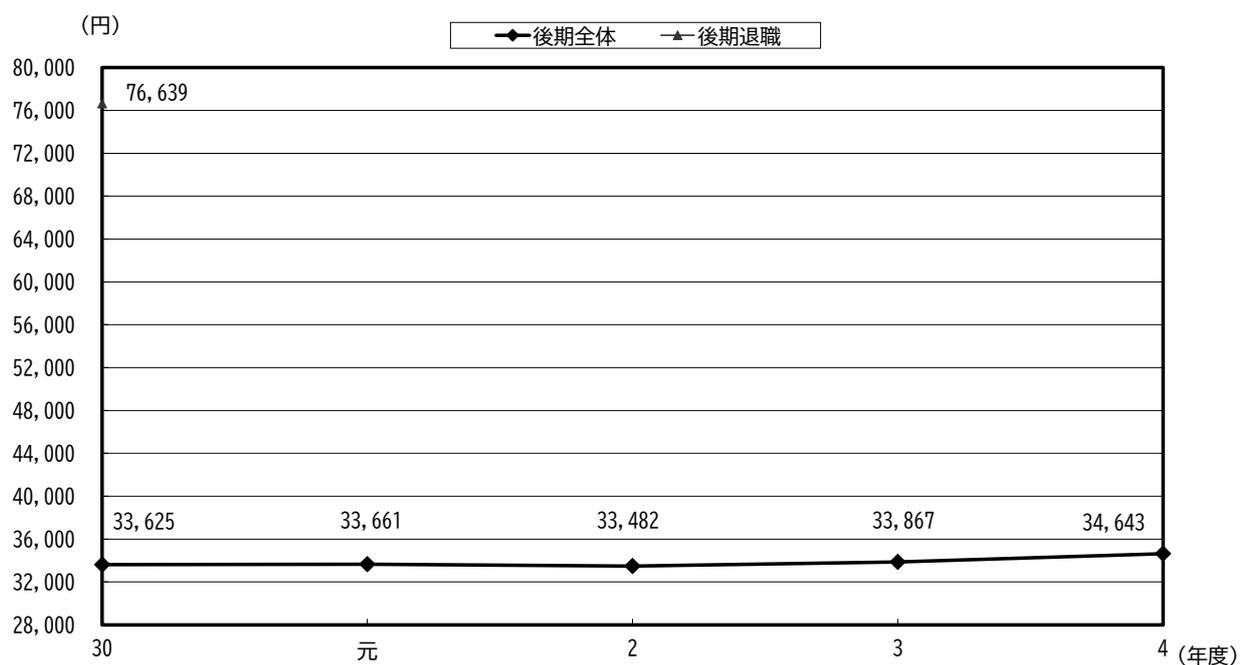
(注3)介護保険法により第2号被保険者に賦課された介護納付金分も含みます。

(注4)出納閉鎖後の数値です。

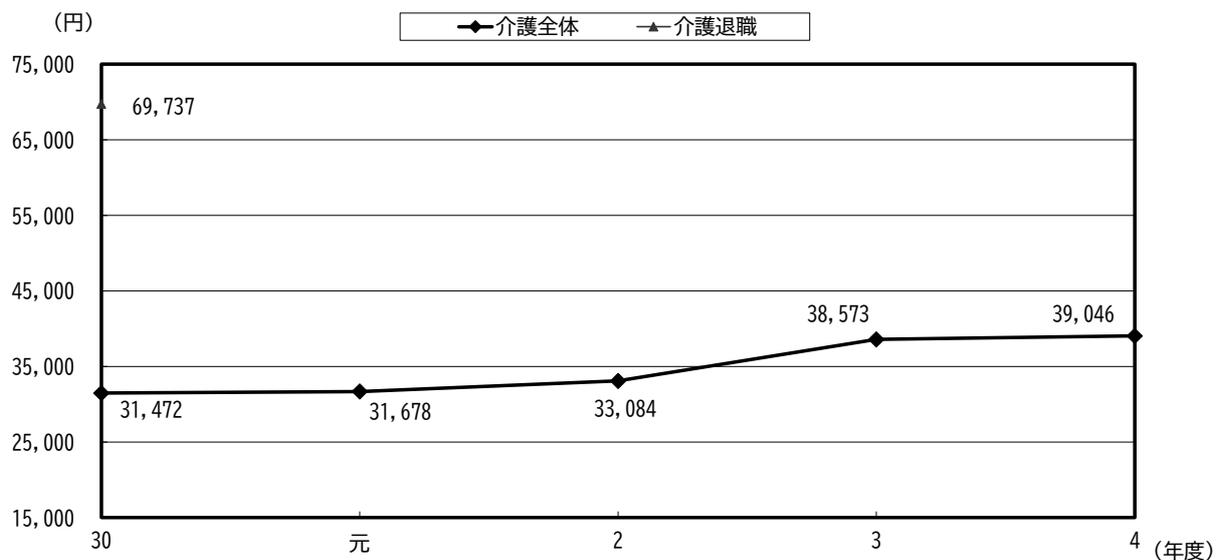
年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（医療分）



年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（支援金分）



年度別 1 人当たり保険料額（現年分調定額）の推移（介護分）



※退職者医療制度は、平成 20 年 3 月末に廃止されましたが、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として制度を存続させる経過措置がとられています。退職者被保険者の年間別 1 人当たり保険料額（医療分・支援金分・介護分）について、令和元年末現在の医療分、支援金分、介護分の人数は、それぞれ 3 人、3 人、0 人となりました。このことから令和元年度以降の記載を割愛します。

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

国民健康保険料の減免制度	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

内容

- (1) 減額
前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。
- (2) 減額・免除
災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し保険料を減免します。※コロナ減免は令和4年度で終了
- (3) 旧被扶養者に対する減額
被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が国保に加入した場合は、申請により減額します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱

実績表

保険料の年度別減免状況

(単位 世帯数：世帯、金額：円)

種別	30		元		2	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
減額 (退職)	20,086 (80)	737,871,055 (1,793,100)	19,770 (17)	743,873,594 (370,820)	19,112 (0)	733,041,544 (0)
コロナ減免 (退職)					1,445 (0)	270,818,217 (0)
免除 (退職)	41 (0)	1,969,535 (0)	35 (0)	2,012,201 (0)	22 (0)	1,227,468 (0)
旧被扶養者	237	8,931,241	136	8,409,974	135	7,438,669
合計 (退職)	20,364 (80)	748,771,831 (1,793,100)	19,941 (17)	754,295,769 (370,820)	20,714 (0)	1,012,525,898 (0)

種別	3		4	
	世帯数	金額	世帯数	金額
減額 (退職)	19,571 (0)	753,408,428 (0)	20,208 (0)	802,629,224 (0)
コロナ減免 (退職)	595 (0)	98,535,669 (0)	164 (0)	27,066,139 (0)
免除 (退職)	22 (0)	1,605,244 (0)	27 (0)	2,101,354 (0)
旧被扶養者	158	6,605,214	182	6,377,506
合計 (退職)	20,346 (0)	860,154,555 (0)	20,581 (0)	838,174,223 (0)

※介護納付金分も含みます。

※下段()内は退職被保険者等分で内数です。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 国基準による	都負担 都基準による	区負担 国基準による	補助金名等	保険基盤安定負担金
-----------------	---------------	---------------	---------------	-------	-----------

非自発的失業者の保険料の軽減措置	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内容

対象者の前年の給与所得を、100分の30として保険料を算定します。

(ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常の間を用いて算定します。)

対象者

- (1) 65歳未満の雇用保険の特定受給資格者
(倒産、解雇等の事業主都合により離職した人)
- (2) 65歳未満の雇用保険の特定理由離職者
(雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人)

※適用期間中に65歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。

※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。

※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

実績表

保険料の年度別軽減措置状況

年度	30	元	2	3	4
世帯数(世帯)	485	481	733	690	496
被保険者数(人)	489	481	739	693	496

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 都基準による	区負担 -	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金
---------------	----------	---------------	----------	-------	--------------------

国民健康保険療養の給付	所管課	—
		国保年金課

概要

被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「被保険者証」を提示又はマイナンバーカードによる受付を行い、一部負担金を支払うことで給付が受けられます。これを現物給付といいます。

内容

(1) 給付の内容

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 給付の割合

年齢	一部負担金の割合
70歳以上	2割（現役並み所得者3割）
義務教育就学前	2割
上記以外	3割

根拠法令等

国民健康保険法
港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

実績表

P358～361を参照。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 —	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
-----------------	----------	---------------	----------	-------	----------------------

国民健康保険療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。これを現金給付といいます。

内容

- (1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
(柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)
- (2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。
- (3) 緊急、その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

根拠法令等

港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

実績表

療養費の年度別給付状況

(単位 件数：件、金額：円)

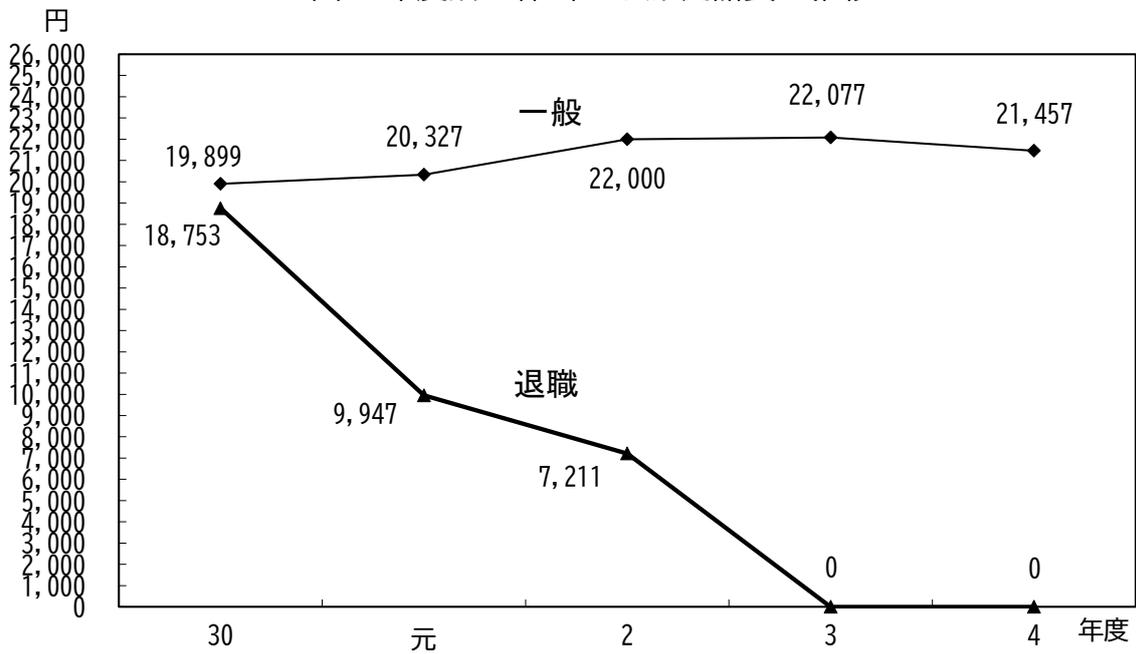
年 度	件数 金額	一般診療	柔道整復	はり・きゅう あんま マッサージ	補装具	生 血	※指定 公費	計
30	件数	876	18,008	1,905	439	0		21,228
	金額	15,833,767	96,276,589	35,974,388	12,811,730	0	1,259,477	162,155,951
元	件数	973	16,305	1,740	429	0		19,447
	金額	17,023,678	82,687,984	34,031,497	12,303,544	0	48,319	146,095,022
2	件数	1,032	12,676	1,609	363	0		15,680
	金額	10,299,728	64,867,186	32,204,169	12,138,631	0	0	119,509,714
3	件数	1,257	12,769	1,731	435	0		16,192
	金額	20,077,330	62,588,790	33,140,942	12,431,885	0	0	128,238,947
4	件数	1,074	12,152	1,999	417	0		15,642
	金額	14,051,038	58,457,042	35,534,267	12,802,002	0	0	120,844,349

※指定公費

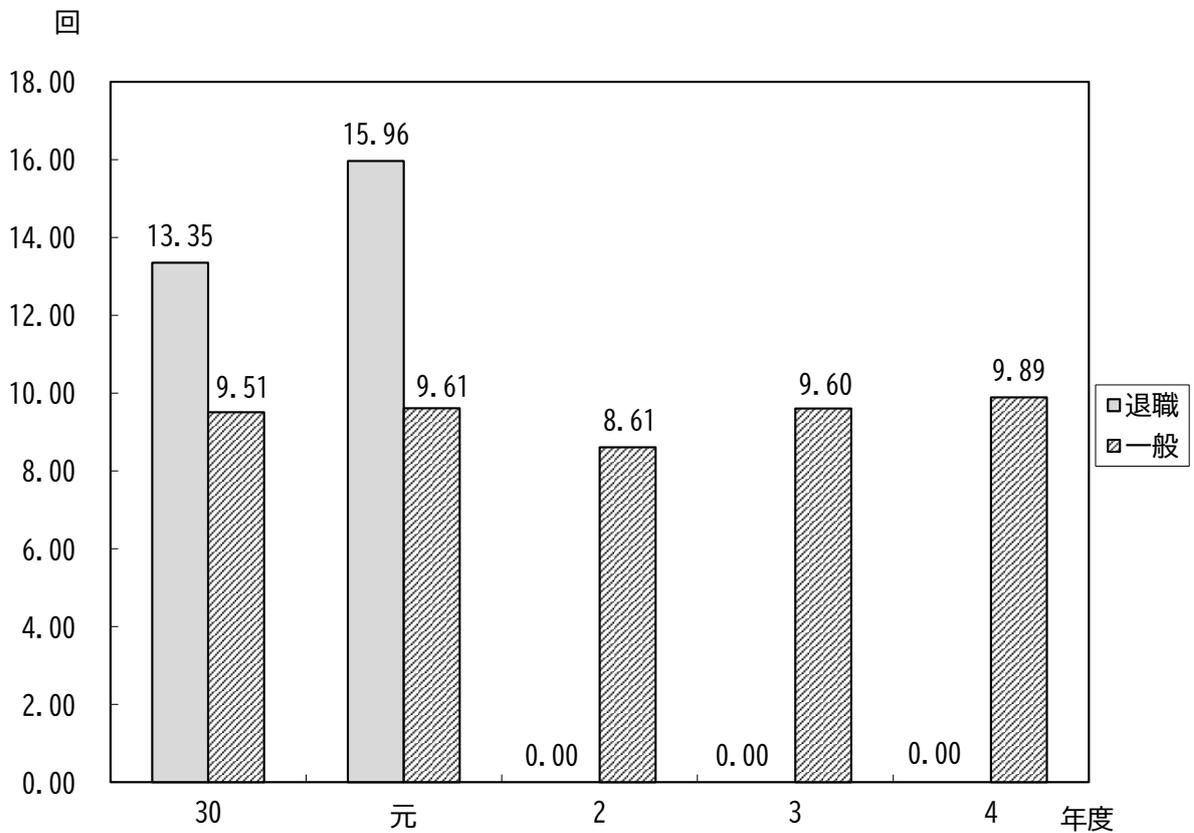
平成26年3月31日以前に70歳に達した特例措置対象被保険者等(誕生日が昭和19年4月1日以前の人)については、自己負担増(1割→2割)が凍結されています。保険給付は8割とし、この措置に係る財源については指定公費として国が負担しています。

被保険者（一般・退職）療養諸費の診療内容推移

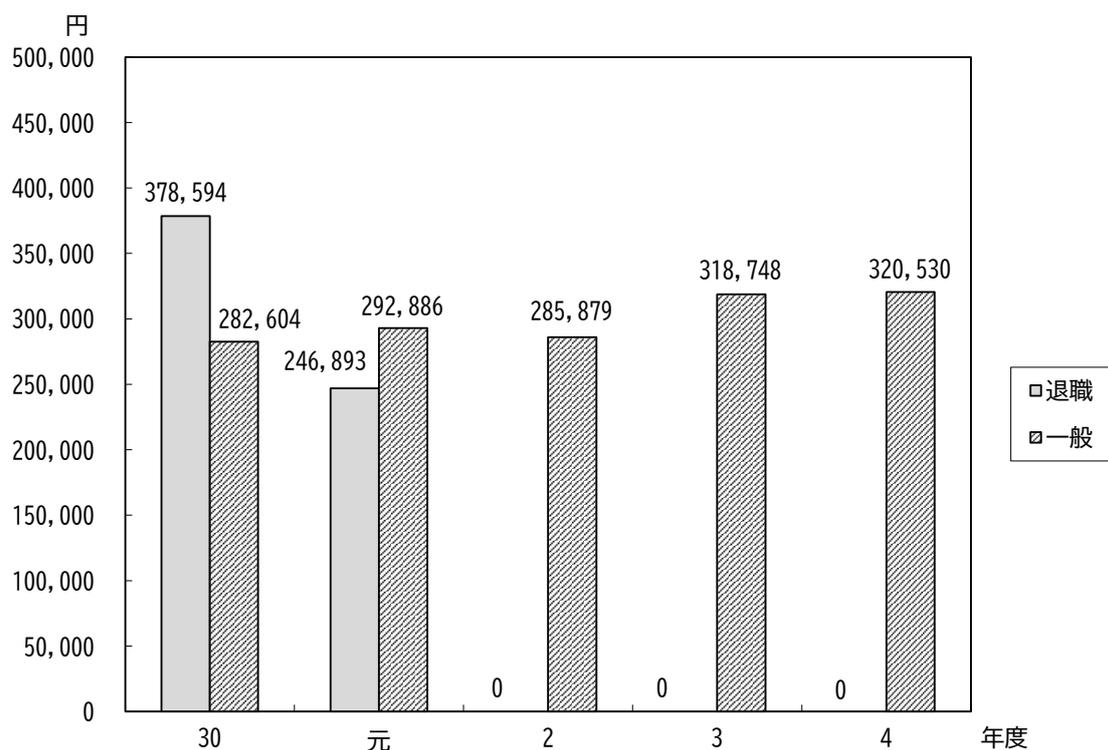
(1) 年度別1件当たり療養諸費の推移



(2) 年度別1人当たり受診回数の推移



(3) 年度別 1 人当たり療養諸費の推移



診療報酬の審査及び支払手数料等件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
審査手数料	813,239	791,257	693,435	737,373	746,175
療養費審査手数料	21,308	19,433	15,812	15,924	15,459
レセプト電算処理手数料	791,931	771,824	677,623	721,449	730,716
審査支払手数料	791,931	771,824	677,624	721,449	730,716
処理手数料	791,996	771,840	677,658	721,457	730,748

一般被保険者療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療養の給付	年度	30		元		2	
	区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	416,817	6,377,874	404,775	6,455,154	349,114	6,013,524
	入院	8,762	5,072,832	8,413	4,986,605	8,041	4,691,277
	歯科	115,066	1,384,098	112,034	1,338,353	97,602	1,275,334
	薬剤	243,627	2,705,693	240,902	2,708,216	213,616	2,614,941
	計	784,272	15,540,498	766,124	15,488,329	668,373	14,595,076
諸費	食事療養	※(8,264)	183,787	※(7,972)	182,930	※(7,166)	169,058
	訪問看護	1,703	114,287	1,770	131,054	2,031	164,913
	療養費等	21,161	222,377	19,409	200,975	15,672	164,786
	合計	807,136	16,060,949	787,303	16,003,288	686,076	15,093,833

療養の給付	年度	3		4	
	区分	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	376,104	6,594,152	382,369	6,683,498
	入院	7,908	5,084,180	7,228	4,774,675
	歯科	105,170	1,349,953	105,212	1,360,152
	薬剤	227,529	2,661,635	233,873	2,685,414
	計	716,711	15,689,919	728,682	15,503,740
諸費	食事療養	※(7,394)	167,592	※(6,714)	150,481
	訪問看護	2,408	199,004	2,685	207,030
	療養費等	16,193	177,299	15,642	167,164
	合計	735,312	16,233,815	747,009	16,028,414

※食事療養件数については入院件数の再掲です。

一般被保険者療養諸費の負担額

(単位：千円)

療養の給付	年度	30	元	2	3	4
	区分					
療養の給付	保険者負担	11,415,641	11,403,823	10,786,307	11,620,283	11,463,359
	被保険者負担	3,907,722	3,915,779	3,650,222	3,860,409	3,807,367
	他法負担	515,209	482,711	492,518	575,823	590,526
	計	15,838,572	15,802,313	14,929,047	16,056,515	15,861,251
諸費	保険者負担	160,689	145,939	119,488	128,361	120,844
	被保険者負担	60,689	54,995	45,295	48,938	46,319
	他法負担	1,000	41	3	0	0
	計	222,377	200,975	164,786	177,299	167,164
合計		16,060,949	16,003,288	15,093,833	16,233,815	16,028,414

退職被保険者療養諸費の診療内容

(単位 件数：件、金額：千円)

療養諸費	年度	30		元		2	
	区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	1,381	17,282	334	3,208	1	2
	入院	37	18,039	25	907	0	-1
	歯科	357	4,113	88	747	3	35
	薬剤	839	9,490	210	1,879	7	71
	計	2,614	48,924	657	6,741	11	107
費	食事療養	※(37)	883	※(2)	18	※(0)	0
	訪問看護	4	249	0	0	0	0
	療養費等	67	297	38	155	8	30
	合計	2,685	50,353	695	6,913	19	137

療養諸費	年度	3		4	
	区分	件数	金額	件数	金額
療養の給付	入院外	0	0	0	0
	入院	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0
	薬剤	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
費	食事療養	※(0)	0	※(0)	0
	訪問看護	0	0	0	0
	療養費等	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0

※食事療養件数については入院件数の再掲です。

退職被保険者療養諸費の負担額

(単位：千円)

療養諸費	区分	30	元	2	3	4
	療養の給付	保険者負担	34,924	4,724	75	0
被保険者負担		13,878	1,930	32	0	0
他法負担		1,254	104	0	0	0
計		50,056	6,759	107	0	0
療養費等	保険者負担	208	108	21	0	0
	被保険者負担	89	46	7	0	0
	他法負担	0	0	2	0	0
	計	297	155	30	0	0
合計		50,353	6,913	137	0	0

補助金等 ① 無	国負担 -	都負担 都基準による	区負担 -	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金
-------------	----------	---------------	----------	-------	--------------------

国民健康保険その他の医療給付	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民健康保険療養の給付（現物給付）及び療養費（現金給付）のほか、その他の医療給付として、保険外併用療養費及び訪問看護療養費があります。これらについては、概念上は療養費ですが、診療報酬請求による現物給付により支給されます。

また、移送費については、後日、保険者からの現金の支払いを受ける現金給付の制度です。

内容

(1) 保険外併用療養費

保険給付として評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）についてそれぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。

(2) 訪問看護療養費

医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。

(3) 移送費

患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実績表

(1) 保険外併用療養費

P360 一般被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。

P361 退職被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。

(2) 訪問看護療養費

P360 一般被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。

P361 退職被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。

(3) 移送費給付状況

年度	30	元	2	3	4
区分					
件数（件）	0	0	0	1	0
金額（円）	0	0	0	122,190	0

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 都基準による	区負担 -	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	----------	---------------	----------	-------	------------------------

国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内容

(1) 要件

次のいずれかに該当したことによって生活が著しく困難になった場合に減額・免除又は徴収猶予できます。

- ① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。
- ② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。
- ④ その他上記に類する理由があるとき。

(2) 手続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

(3) 期間

減額・免除については、3か月以内です。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、6か月以内です。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の事務取扱要綱

実績表

医療費の年度別一部負担金の減額・免除と徴収猶予状況 (単位 件数：件、金額：円)

年度	件数・金額	減額	免除	猶予	合計
30	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
元	件数	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0
2	件数	0	35	0	35
	金額	0	421,557	0	421,557
3	件数	0	6	0	6
	金額	0	12,978	0	12,978
4	件数	0	15	0	15
	金額	0	152,361	0	152,361

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/>				備考	
---	--	--	--	----	--

国民健康保険高額療養費	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

- （※1）同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人が対象です（低所得Ⅰ以外の人）。
- （※2）同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を 80 万円として計算、給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除し計算）を差し引いたときに 0 円となる人が対象です。
- （※3）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、140,100 円です。
- （※4）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、93,000 円です。
- （※5）過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は、44,400 円です。
- （※6）年間（8 月～翌年 7 月）の限度額は 144,000 円です。基準日（7 月 31 日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。
- （※7）過去 12 か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合（多数回該当）は、4 回目以降の限度額は 44,400 円です。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(月額)

所得区分(賦課基準額)	年3回目までの限度額	年4回目以降
ア (901万円超)	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ (600万円超~901万円以下)	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ (210万円超~600万円以下)	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ (210万円以下)	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

(1)(2)共通

※70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年8月診療分から所得判定年度が変更されます。

※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し(同じ病院・診療所でも歯科は別計算)、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70歳未満の場合、同一世帯で同じ月に1か月の一部負担金が21,000円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証(70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人)」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)」を交付します(毎年8月更新)。「限度額適用認定証」等がなくても、オンラインで自己負担額を確認できる医療機関があります。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、自己負担限度額は1か月10,000円(人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000円)。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です(2年ごと10月更新、70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年8月更新)。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する 65 歳以上の人の生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位：円)

	標準負担額 (入院時食事代) (1食)	生活療養標準負担額 (65歳以上)	
		食事代 (1食)	居住費 (1日)
一般(下記以外の人)	460	460	370
住民税非課税世帯 (69歳まで)及び低 所得Ⅱの人(70歳～ 74歳)	過去12か月の入院日数 が90日までの入院	210	
	過去12か月の入院日数 が90日を超える入院(再 度申請が必要)		
低所得Ⅰの人(70歳～74歳)	100	130	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実績表

(1) 高額療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：千円)

年度	30		元		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般被保険者	16,854	1,446,280	16,611	1,474,819	23,563	1,433,874
退職被保険者等	31	5,386	5	154	0	0
計	16,885	1,451,666	16,616	1,474,973	23,563	1,433,874
年度	3		4			
一般被保険者	24,474	1,554,318	23,383	1,449,544		
退職被保険者等	0	0	0	0		
計	24,474	1,554,318	23,383	1,449,544		

(2) 「特定疾病療養受療証」の発行状況《該当者数》

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
人数	148	145	136	126	121

(3) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70歳未満）
（単位：件）

年度 区分	30	元	2	3	4
ア	123	127	112	115	132
イ	74	62	56	53	59
ウ	351	307	319	301	259
エ	741	734	725	719	663
オ	1,023	993	982	1,053	1,044

(4) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況（70歳以上75歳未満）
（単位：件）

年度 区分	30	元	2	3	4
現役並みⅡ	21	24	32	29	34
現役並みⅠ	49	89	98	96	87
低所得Ⅱ	396	463	532	528	540
低所得Ⅰ	205	231	272	299	288

補助金等 ① ・ 無	国負担 －	都負担 都基準による	区負担 －	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
---------------	----------	---------------	----------	-------	----------------------

国民健康保険高額介護合算療養費	所管課	—
		国保年金課

概要

国民健康保険の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】(年額)(表1)

所得区分	自己負担限度額
現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	212万円
現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	141万円
現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	67万円
一般(課税所得145万円未満等)	56万円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	31万円
低所得Ⅰ(住民税非課税で所得が一定以下)	19万円(※)

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円になります。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(年額)(表2)

所得区分(賦課基準額)	自己負担限度額
ア(901万円超)	212万円
イ(600万円超～901万円以下)	141万円
ウ(210万円超～600万円以下)	67万円
エ(210万円以下)	60万円
オ(住民税非課税世帯)	34万円

支給要件等

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

高額療養費と同様、70歳～74歳の方は全ての一部負担金が、70歳未満の方については21,000円以上の一部負担金が合算対象となります。

高額療養費又は高額介護サービス費が支給されている場合、計算期間に生じた医療保険又は介護保険の一部負担金額から、高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額に相当する額を差し引いた額が自己負担となります。

当該世帯に70歳～74歳の方と70歳未満の方が混在する場合には、まず70歳～74歳の方の自己負担の合算額に、表1の区分の自己負担限度額が適用された後、なお残る負担額と、70歳未満の方の自己負担の合算額とを合算した額に、表2の区分の自己負担限度額が適用されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

平成20年4月

実 績 表

高額介護合算療養費支給状況

(単位 件数：件、金額：円)

年度 区分	30		元		2		3		4	
	件数	金額								
一般被保険者	39	1,313,962	30	1,164,479	38	1,569,531	45	1,284,710	49	1,376,682
退職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	39	1,313,962	30	1,164,479	38	1,569,531	45	1,284,710	49	1,376,682

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 －	都負担 都基準による	区負担 －	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	----------	---------------	----------	-------	------------------------

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。
また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。

内容

(1) 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき、令和5年4月1日以降に出産した場合は50万円、令和5年3月31日までに産んだ場合は42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金を差し引いた額の支払いで済みます。

妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。

(2) 葬祭費

国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

昭和34年12月

実績表

年度別支給状況

(単位 件数：件、金額：万円)

区分	30		元		2		3		4	
	件数	金額								
出産育児一時金給付	393	16,918	351	15,145	295	12,676	276	11,640	244	10,160
葬祭費給付	167	1,169	168	1,141	187	1,309	176	1,232	193	1,351

補助金等有・ 				備考	
--	--	--	--	----	--

国民健康保険結核・精神医療給付金	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概 要

結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第37条の2）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（18歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。

精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第54条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。

根拠法令等

- 港区国民健康保険条例
- 港区結核・精神医療給付金の支給に関する規則

開始時期

平成7年7月

実 績 表

(1) 受給者証交付 (単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
結核医療給付金受給者証	6	3	5	1	4
国保受給者証（精神通院）	898	893	677	858	1,037

(2) 結核・精神医療給付金

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
件 数 (件)	10,679	10,980	10,993	11,557	12,150
支 給 額 (円)	12,475,470	12,389,832	12,558,075	12,731,357	13,512,060

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 －	都負担 都基準による	区負担 －	補助金名等	東京都国民健康保険給付費 等交付金
---------------	----------	---------------	----------	-------	----------------------

糖尿病等重症化予防事業	所管課	—
		国保年金課

概要

国民健康保険被保険者（40歳から75歳未満）に関する糖尿病等重症化予防事業を実施します。

内容

早期の段階で糖尿病性腎症を発見し、治療等につなげていくことで、人工透析への移行を防止し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげます。

(1) 微量アルブミン尿検査

前年度の特定健康診査において、HbA1c 及び尿蛋白の結果が区設定の基準に該当する方を対象に、微量アルブミン尿検査の受診券をお送りし、区内指定医療機関で微量アルブミン尿検査を実施します。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導

微量アルブミン尿検査の結果、区指定の専門医療機関で精密検査を受診した方のうち、専門医が必要と認める方に対し、専門職（保健師、管理栄養士等）による保健指導を実施します。

根拠法令等

糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国）
東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム

開始時期

令和3年7月

実績表

① 微量アルブミン尿検査 (単位：人)

区分 \ 年度	3	4
対象者	488	507
実施者	264	254
実施率	54.1%	50.1%

② 保健指導実施状況 (単位：人)

区分 \ 年度	3	4
対象者	72	61
初回面談終了者	5	1
最終終了者	5	1
保健指導実施率	6.9%	1.6%

補助金等 ① 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金
-------------	----------	---------------	----------	-------	--------------------

特定健康診査	所管課	— 国保年金課			
<p>概要 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査で、生活習慣病の予防と早期発見のために港区（保険者）が実施します。</p> <p>内容</p> <p>(1) 対象者 実施年度の4月1日における国民健康保険加入者で、当該年度において40歳以上健診受診日現在75歳未満の人</p> <p>(2) 実施期間 毎年7月1日から11月30日まで 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施期間を8月1日から11月30日までに変更しました。</p> <p>(3) 実施場所 港区医師会所属の健康診査実施医療機関</p> <p>(4) 実施方法 「特定健康診査受診券」「質問票」「健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記(1)の対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「国民健康保険被保険者証」を持参の上、受診します。</p> <p>(5) 検査項目</p> <p>① 基本的な健診（必須項目）・・・全員に行います。</p> <p>ア 問診等 イ 血中脂質検査 ウ 血糖検査 エ 肝機能検査 オ 尿検査</p> <p>② 詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。</p> <p>ア 貧血検査 イ 心電図検査 ウ 眼底検査 エ 胸部X線検査 オ 血清クレアチニン検査</p> <p>(6) 結果の説明 健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。</p> <p>根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱</p> <p>開始時期 平成20年7月1日</p>					
補助金等 ① 無	国負担 1/3	都負担 1/3	区負担 1/3	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費等交付金

令和4年度 特定健康診査実施状況

	年齢階層	性別	受診者		検査結果		尿検査		
			基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性
令和4年度 特定健康診査総数		男	3,944	3,933	239	3,705	271	289	237
		女	7,219	7,201	848	6,371	228	132	1,036
		計	11,163	11,134	1,087	10,076	499	421	1,273
国民健康保険	40～44歳	男	269	266	34	235	11	4	12
		女	604	598	187	417	31	3	80
		計	873	864	221	652	42	7	92
	45～49歳	男	387	386	34	353	17	15	16
		女	707	705	175	532	20	8	93
		計	1,094	1,091	209	885	37	23	109
	50～54歳	男	430	426	41	389	23	21	23
		女	854	851	144	710	34	8	111
		計	1,284	1,277	185	1,099	57	29	134
	55～59歳	男	523	523	36	487	40	44	21
		女	897	892	87	810	20	18	115
		計	1,420	1,415	123	1,297	60	62	136
	60～64歳	男	531	528	30	501	24	38	22
		女	935	933	78	857	20	15	138
		計	1,466	1,461	108	1,358	44	53	160
	65～69歳	男	672	672	28	644	57	58	47
		女	1,209	1,209	83	1,126	34	30	158
		計	1,881	1,881	111	1,770	91	88	205
	70～74歳	男	1,132	1,132	36	1,096	99	109	96
		女	2,013	2,013	94	1,919	69	50	341
		計	3,145	3,145	130	3,015	168	159	437

参考資料

令和4年度	性別	受診者		検査結果		尿検査			
		基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖 陽性	潜血 陽性	
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)の基本 健診		男	2,961	2,961	66	2,895	344	257	288
		女	5,681	5,681	187	5,494	467	206	938
		計	8,642	8,642	253	8,389	811	463	1,226

令和4年度 港区の特定健康診査実施率		37.91%	
特定健康診査対象者数	31,870	特定健康診査実施者数	11,163
年度途中における資格喪失者数	△ 4,129	実施者数の内、年度途中における資格喪失者数	△ 645
計	27,741	計	10,518

(単位：人)

所見内容 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,708	801	1,603	1,127	450	979	1,106	2,549	795	1,007
1,964	1,069	2,367	1,055	843	1,829	923	4,437	168	1,933
3,672	1,870	3,970	2,182	1,293	2,808	2,029	6,986	963	2,940
40	28	48	89	15	24	73	154	54	46
28	67	84	44	88	98	63	180	5	118
68	95	132	133	103	122	136	334	59	164
82	50	107	139	25	54	120	254	77	84
61	66	121	65	123	125	88	288	9	153
143	116	228	204	148	179	208	542	86	237
126	61	151	167	34	81	139	285	93	89
144	94	220	136	129	158	126	458	20	179
270	155	371	303	163	239	265	743	113	268
212	86	204	157	41	116	160	341	101	127
174	125	283	164	96	191	98	594	18	240
386	211	487	321	137	307	258	935	119	367
218	93	224	160	64	123	154	368	104	121
234	147	334	155	98	255	120	612	23	276
452	240	558	315	162	378	274	980	127	397
364	163	294	167	103	181	187	421	144	210
428	192	471	197	96	331	164	845	34	343
792	355	765	364	199	512	351	1,266	178	553
666	320	575	248	168	400	273	726	222	330
895	378	854	294	213	671	264	1,460	59	624
1,561	698	1,429	542	381	1,071	537	2,186	281	954

(単位：人)

所見内容 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,860	1,166	1,632	486	855	1,309	637	1,718	529	866
3,308	1,848	2,619	647	1,163	2,420	789	3,645	293	1,821
5,168	3,014	4,251	1,133	2,018	3,729	1,426	5,363	822	2,687

メタボ判定

(単位 人)

特定健康診査実施者数	11,163
メタボ基準該当者	1,563
メタボ予備群該当者	1,074
メタボ非該当者	8,526

※メタボの判定方法については、メタボリックシンドローム判定基準により医師が判断しています。

特定保健指導	所管課	—
		国保年金課

概要

特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した健康診査）を受診した結果、生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対して、保健指導を実施します。

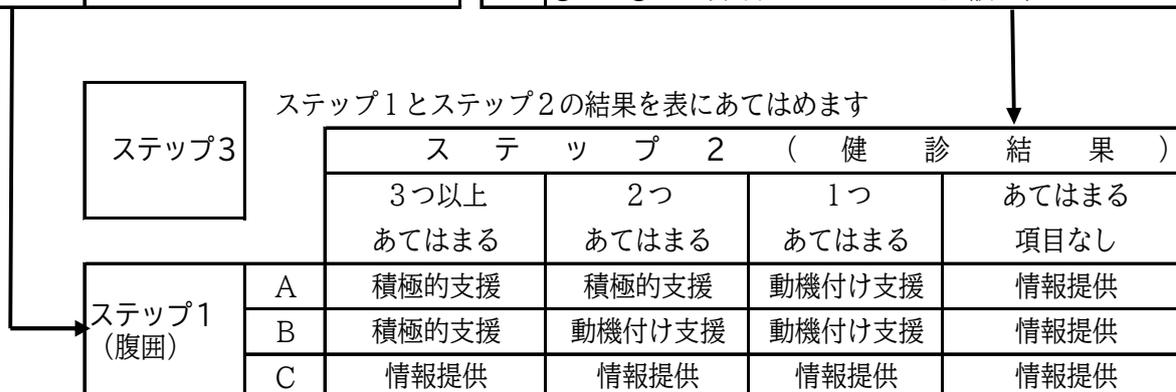
内容

(1) 対象者

特定健康診査を受診した人の中で、以下の基準により生活習慣の改善の必要性があると判定された「動機付け支援」及び「積極的支援」対象者

特定保健指導のグループわけ

ステップ 1				ステップ 2			
A	腹囲	男性	85cm以上	①	空腹時血糖値 100mg/dl以上又は ヘモグロビンA1c 5.6%以上		
		女性	90cm以上				
B	腹囲	男性	85cm未満			②	中性脂肪 150mg/dl以上又は HDL(善玉)コレステロール40mg/dl未満
		女性	90cm未満				
かつBMIが25以上の人			③	収縮期血圧 130mmHg以上又は 拡張期血圧 85mmHg以上			
C	AにもBにも当てはまらない人		④	現在たばこを習慣的に吸っていて、 ①～③の項目に1つでも該当している			



※65歳～74歳の方は、積極的支援のグループに該当しても、動機付け支援となります。

※医療機関で糖尿病・高血圧・脂質異常で薬剤治療を受けている人は、特定保健指導の対象外となります。

※医師の判断等で、判定が変わることがあります。

※「情報提供」は、特定健康診査の受診者全員に行われます。

(2) 実施時期

毎年11月開始

(3) 実施場所

区有施設等

(4) 実施内容

保健師や管理栄養士などの専門家が、生活習慣を改善するために必要な事柄について面談を行います。その後、電話や手紙等によって支援を行い、3か月又は6か月後にはどの程度達成ができたのかをアンケート等で評価をします。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条
港区国民健康保険特定保健指導事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 10 月

実績表

特定保健指導実施状況

(単位：人)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
積極的支援	対象者	459	453	371	472	356
	初回面談 終了者	32	13	31	28	59
	最終終了者	28	13	28	21	※
動機付け支援	対象者	988	926	866	939	719
	初回面談 終了者	131	113	124	117	130
	最終終了者	120	107	123	116	※
対象者計 (A)		1,447	1,379	1,237	1,411	1,075
最終終了者計 (B)		148	120	151	137	※
特定保健指導実施率 (B/A)		10.2%	8.7%	12.2%	9.7%	※

※令和 4 年度特定保健指導の最終終了者及び実施率は、特定保健指導実施期間が 3 か月又は 6 か月であり作成日現在未確定のため掲載していません。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 1 / 3	都負担 1 / 3	区負担 1 / 3	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	------------------------

国民健康保険の保健事業	所管課	—
		国保年金課

概 要

被保険者の健康保持増進を目的として、各事業を実施します。

1 無料健康相談

内 容

被保険者の健康維持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期 間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日

※令和元年度までは6月のみ実施

※令和2年度は11月～12月のみ実施

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実 績 表

年度別相談件数

(単位：人)

年度		30	元	2	3	4
種別 及び 人数	内科	41	47	42	97	125
	歯科	113	100	130	206	218
	薬局	36	42	49	80	58

2 保養施設

内 容

被保険者の健康維持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

開始時期

夏季保養施設 昭和 55 年 7 月

実 績 表

夏季保養施設の利用状況

(単位 件数：件、延人数：人)

区分		宿泊施設			
所在地		静岡県・伊豆の国市		神奈川県・湯河原町	
借上げ施設		(※1) ホテル天坊 5人×2部屋		おんやど恵 5人×2部屋	
開設期間		令和4年7月20日～8月28日(40日間)			
利用料金		大人(1泊2食・サービス料・消費税込) 7,150円(※2) 小人料金等あり			
利用実績 (※3)	年度	件数	延人数	件数	延人数
	30	33	95	36	109
	元	41	116	35	102
	2	26	74	34	81
	3				
4	29	74	30	78	

(※1)令和元年度に、施設が変更となっています。平成30年度の利用実績は、「松泉閣花月(新潟県湯沢町)」のものです。

(※2)令和2年度から、利用料金を変更しました。

(※3)令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 都基準による	区負担割合 -	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険高齢受給者証	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民健康保険の被保険者が満70歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が2割又は一定以上の所得を有する人は3割になります。医療機関を受診するときは、「マイナンバーカード」又は「国民健康保険証」と「高齢受給者証」を併せて提示し、自己負担額を支払います。（マイナンバーカードを保険証として利用するためには、初回のみマイナポータルなどから登録が必要です。）

内容

(1) 対象者

国民健康保険に加入している70歳～74歳の人。

70歳の誕生月の翌月1日から適用されます。ただし、1日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2) 一部負担金の割合の判定

	判定基準	自己負担割合
現役並み所得者	本人及び同一世帯に70歳～74歳の国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の人がいる人	3割（※）
一般	上記以外の人	2割

※本人及び同一世帯の70歳～74歳の国保被保険者の賦課基準額（P348参照）の合計額が210万円以下であれば2割となります。

※上記判定基準により3割（現役並み所得者）と判定されても、収入金額が下記の条件を満たす場合は申請により2割となります。（港区で収入金額が確認できる場合は申請不要です。）

●本人及び同一世帯において、70歳～74歳の国保被保険者が

- ・ 1人で、年間の総収入が383万円未満
 - ・ 2人以上で、合計した年間の総収入が520万円未満
 - ・ 同一世帯の70歳～74歳の国保被保険者と、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の合計した年間の総収入が520万円未満
- ※8月～12月は前年の、1月～7月は前々年の収入金額が適用されます。

根拠法令等

国民健康保険法

開始時期

平成14年10月

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

医療費適正化	所管課	—
		国保年金課

1 ジェネリック医薬品差額通知

概要

現在、服用している医薬品を後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより薬価に係る自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる人に、切り替えた場合の自己負担額の差額を通知します。被保険者の負担軽減と医療費保険財政の改善を図ります。

内容

ジェネリック医薬品差額通知
年3回 7月、10月、2月発送

開始時期

平成26年7月1日

実績表

通知書送付数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
7月発送	3,028	2,269	2,325	1,982	2,307
10月発送	2,745	1,016	2,556	2,269	2,033
2月発送	1,978	2,412	1,921	2,385	2,117
合計	7,751	5,697	6,802	6,636	6,457

2 医療費通知

概要

被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、あわせて国民健康保険事業の健全な運営の一助とするために、医療費の通知を行います。

内容

前々年の11月～前年の10月までの診療費について、毎年2月に被保険者宛てに通知しています。

開始時期

昭和55年7月

根拠法令等

港区国民健康保険医療費通知実施要領

実績表

通知書送付数

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
発送件数	45,908	44,519	42,429	41,100	40,269

3 重複頻回受診等対策

概要

重複受診、頻回受診及び重複服薬の傾向にある被保険者及びその家族に対し、保健師・管理栄養士・薬剤師が電話または訪問し、療養上の日常生活及び受診並びに服薬に関わる相談及び指導・助言を行うことにより、被保険者の健康の保持・増進と医療機関への適正な受診を促し、医療費の適正化を図ります。

内容

案内文、意向確認通知を送付し、希望者について健康相談を実施します。

開始時期

平成31年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4
発送件数	95	46	116	111
相談件数	2	7	11	4

4 残薬調整啓発事業

概要

港区薬剤師会の協力のもと、残薬バッグを配付します。

内容

自宅にある残薬を薬局等に持参してもらい、服薬管理を行います。

開始時期

令和2年10月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
配付薬局数	115	117	119

※1薬局につき100枚配付します。

※後期高齢者医療制度加入者への配付分を含みます。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 都基準による	区負担割合 -	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
-----------------	-----------------	-----------------	------------	-------	------------------------

国民健康保険傷病手当金	所管課	—
		国保年金課

概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給します。

内容

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。※適用期間は令和2年1月1日から令和5年5月7日までです。

根拠法令等

港区国民健康保険条例
港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

令和2年4月24日

実績表

年度	2	3	4
区分			
支給件数（件）	12	31	93
支給金額（円）	5,979,222	3,454,938	4,553,285

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費 等交付金
---------------	----------------	------------	------------	-------	------------------------

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概 要

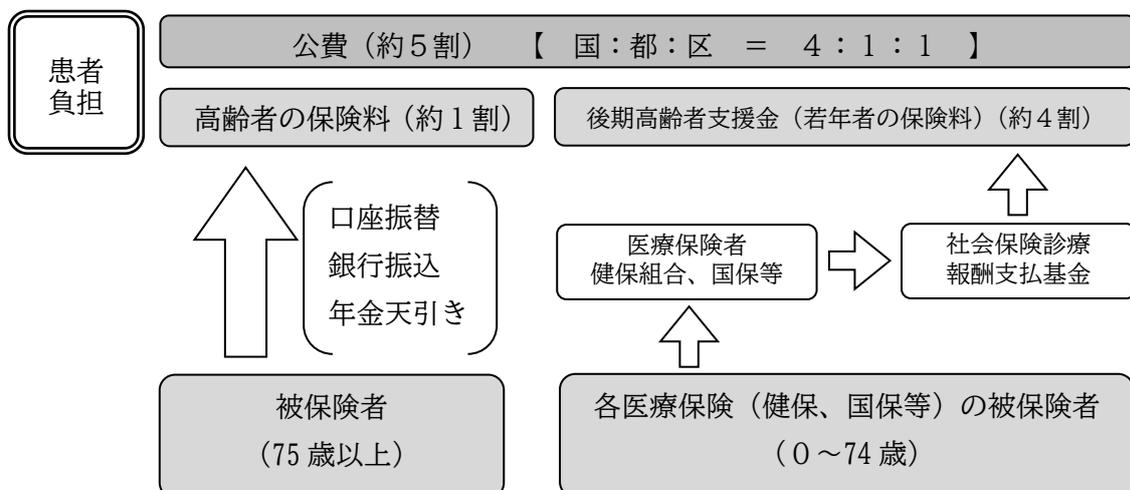
国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」といいます。）が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み

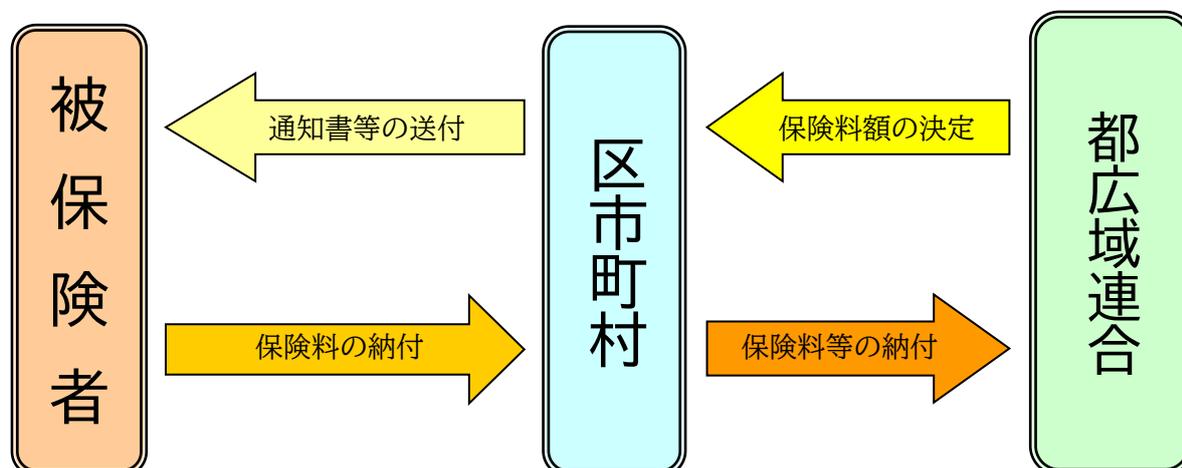
- 都広域連合が運営主体となり、区市町村と事務を分担して運営します。被保険者と接する窓口業務等は、主に区市町村が担っています。
- 財源は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）、被保険者の保険料（約1割）で構成します。
- 現役世代からの支援は、国民健康保険、被用者保険の加入者数及び被用者保険の標準報酬総額に応じた支援とします。

財 源 の 構 成



都広域連合と区市町村の役割

- 都広域連合の役割
被保険者の認定や保険料・給付の決定など制度の運営全般を行います。
- 区市町村の役割
資格の管理、保険料の月割計算、収納事務、給付の申請受付などの事務を行います。



1 被保険者

内 容

(1) 被保険者の範囲

港区内に住所のある 75 歳以上の人（3 か月以上の在留期間がある外国人も含みます。）

また、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は 1 割、2 割又は 3 割です。

一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年 8 月 1 日に見直します。

令和 4 年 10 月 1 日から新たに「2 割」が追加されました。

負担割合	条 件
1 割	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも 28 万円未満の場合又は下記①に該当するが②には該当しない場合
2 割	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の人がいる ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が 1 人・・・・・・・・・・200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上・・・・・・・・・・合計 320 万円以上
3 割	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課税所得が 145 万円以上の人がいる場合

住民税非課税世帯の人は、上記に関わらず 1 割負担となります。

※昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの後期高齢者医療被保険者の場合、本人と同世帯の後期高齢者医療被保険者との賦課のもととなる所得の合計額が、210 万円以下であれば 1 割又は 2 割になります。

※住民税課税所得が 145 万円以上で負担割合が 3 割と判定されても、収入額が以下の条件を満たすと、1 割又は 2 割になります。

- ・被保険者が 1 人の世帯は前年の収入が 383 万円未満、又は同一世帯の 70 歳以上 75 歳未満の人の前年の収入を合算して 520 万円未満の場合です。
- ・被保険者が複数の世帯は前年の収入を合算して 520 万円未満の場合です。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

被保険者数

(単位：人)

年度	被保険者数 ※カッコ内は障害認定（再掲）	負担割合内訳		
		1 割	2 割	3 割
30	21,933 (89)	15,946		5,987
元	22,200 (84)	16,064		6,136
2	22,230 (88)	16,043		6,187
3	22,864 (80)	16,550		6,314
4	23,781 (78)	12,683	4,370	6,728

2 保険料

(1) 賦課

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

保険料（令和4・5年度）

- ・年間保険料：均等割額（46,400円）＋所得割額（賦課のもととなる所得金額×9.49%）
- ・賦課限度額：660,000円
- ・確定賦課日：7月1日

(2) 軽減措置と激変緩和措置

ア 被保険者本人及び世帯主の前年の所得に応じ保険料の所得割額・均等割額が軽減されます。

イ 後期高齢者医療制度の加入前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、制度加入から2年を経過する月まで保険料が軽減されます。

(3) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納付ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(4) 保険料の徴収

ア 保険料の納付方法

介護保険料と同様に、原則として年金からの天引き（特別徴収）になります。

ただし、年金の年額が18万円未満の場合や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える場合等は、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収になります。また、特別徴収中止の申し出をした場合は、口座振替による普通徴収になります。

イ 納期

毎月末日

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区後期高齢者医療に関する条例

実績表

保険料調定収納状況

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
30	現年分	3,302,522,900	3,246,447,700	4,426,300	0	56,075,200	98.30
	特別徴収	684,477,200	684,477,200	2,173,700	0	0	100.00
	普通徴収	2,618,045,700	2,561,970,500	2,252,600	0	56,075,200	97.86
	滞納繰越分	85,434,200	31,468,300	65,500	23,779,600	30,186,300	36.83
元	現年分	3,454,207,600	3,391,177,200	6,157,000	0	63,030,400	98.18
	特別徴収	713,086,000	713,086,000	3,944,800	0	0	100.00
	普通徴収	2,741,121,600	2,678,091,200	2,212,200	0	63,030,400	97.70
	滞納繰越分	86,343,500	27,779,900	300,900	23,115,500	35,448,100	32.17
2	現年分	3,541,623,100	3,491,177,700	4,319,100	0	50,445,400	98.58
	特別徴収	739,097,000	739,097,000	2,950,700	0	0	100.00
	普通徴収	2,802,526,100	2,752,080,700	1,368,400	0	50,445,400	98.20
	滞納繰越分	97,525,400	35,208,300	26,200	26,891,600	35,425,500	36.10
3	現年分	3,560,391,000	3,500,384,800	4,671,800	0	60,006,200	98.31
	特別徴収	742,737,800	742,737,800	2,988,500	0	0	100.00
	普通徴収	2,817,653,200	2,757,647,000	1,683,300	0	60,006,200	97.87
	滞納繰越分	85,933,000	22,032,800	47,100	26,643,900	37,256,300	25.64
4	現年分	3,993,394,100	3,926,645,650	4,927,800	6,700,900	60,047,550	98.33
	特別徴収	788,575,200	788,575,200	2,948,000	0	0	100.00
	普通徴収	3,204,818,900	3,138,070,450	1,979,800	6,700,900	60,047,550	97.92
	滞納繰越分	96,854,900	35,093,800	44,900	38,579,100	23,182,000	36.23

※収納額は還付未済額を除いた数値です。

保険料均等割額軽減の状況

各年度5月末現在（単位：人）

軽減区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
9割軽減	4,208				
8割軽減		4,226			
7割軽減			4,177	8,000	8,342
8.5割軽減	3,470	3,485			
7.75割軽減			3,602		
5割軽減	1,407	1,444	1,485	1,572	1,692
2割軽減	1,235	1,353	1,376	1,446	1,545
被用者保険の被扶養者5割軽減	504	136	139	150	158
合計	10,824	10,644	10,779	11,168	11,737

※被用者保険の被扶養者でも低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されるため、軽減割合の高い区分にカウントされています。

※被用者保険の被扶養者軽減は、平成30年度までは期限はありませんでしたが、令和元年度以降、加入から2年間となりました。

そのため令和元年度から該当人数が少なくなっています。

3 医療給付

内 容

被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「マイナンバーカード」又は、「被保険者証」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます（マイナンバーカードを保険証として利用するためには、初回のみマイナポータルなどから登録が必要です。）。

給付に関しては、都広域連合が行います。補装具や海外療養費等の現金給付についても、申請は区で受け付け、後日都広域連合から支給されます。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

(1) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）の場合、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると1つの医療機関につき自己負担限度額（月額）が1万円になります。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

非課税世帯の被保険者は、申請すると入院の際に食事代の減額と保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

一般病床に入院したときの標準負担額（一食あたりの食事代）

現役並み所得・一般		460円
低所得Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ		100円

※低所得Ⅱは世帯の全員が住民税非課税である人のうち、低所得Ⅰに該当しない人です。

※低所得Ⅰは世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の人及び老齢福祉年金受給者です。

(3) 限度額適用認定証

負担割合が3割の人の内、平成30年8月から同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人は、申請すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

実績表

特定疾病療養受療証の交付状況

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
交付件数	37	47	46	31	41

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付状況 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
交付件数	4,211	4,126	6,476	6,496	6,432

限度額適用認定証の交付状況 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
交付件数	340	493	588	759	804

4 高額療養費

内 容

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。該当する場合には都広域連合から被保険者に申請書が送られます。

自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）× 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 140,100 円	
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）× 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 93,000 円	
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）× 1 % 年 4 回以上該当がある場合、4 回目以降 44,400 円	
一 般 Ⅱ	6,000 円＋（総医療費－30,000 円）× 10 % または 18,000 円のいずれか低い方 （年間限度額 144,000 円）	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、 4 回目以降 44,400 円
一 般 Ⅰ	18,000 円 （年間限度額 144,000 円）	57,600 円 年 4 回以上該当がある場合、 4 回目以降 44,400 円
低 所 得 Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円
低 所 得 Ⅰ （住民税非課税世帯 で所得が一定以下）		15,000 円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

5 高額介護合算療養費

内 容

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の世帯での合算額（高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額を差し引いた額）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

自己負担限度額
令和3年度分（令和3年8月～令和4年7月）

所得区分	後期高齢者医療制度と介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般 Ⅱ	56 万円
一 般 Ⅰ	56 万円
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	31 万円
低 所 得 Ⅰ (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)	19 万円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
高齢者の医療の確保に関する法律施行令
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

6 葬祭費の支給

内 容

港区の後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費及び葬祭給付金7万円を支給します。ただし、事由が発生した時から2年で時効となります。

根拠法令等

東京都後期高齢者医療広域連合と港区との間における葬祭費の事務委託に関する規約
港区後期高齢者医療被保険者に係る葬祭給付金支給要綱
港区後期高齢者医療葬祭費の支給事務に関する規則

開始時期

平成20年4月

実績表

葬祭費執行状況

年度	件数（件）	金額（万円）
30	966	6,762
元	1,018	7,126
2	1,067	7,469
3	1,048	7,336
4	1,160	8,120

7 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

内 容

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染を疑われ、療養のため労務に服することができない人に対し傷病手当金を支給します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

8 保健事業

(1) 無料健康相談

内 容

被保険者の健康保持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期間 6月1日～6月30日、11月1日～12月31日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、6月は中止しました。

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実績表

相談件数

(単位：件)

区分 年度	内科	歯科	薬局	計
30	107	417	306	830
元	109	459	247	815
2	41	224	138	403
3	88	441	268	797
4	100	409	216	725

(2) 基本健診

内 容

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし、被保険者の健康管理に役立てるため、港区医師会に委託し、基本健診を実施しています。

ア 対象者

後期高齢者医療制度加入者

イ 実施期間

7月1日～11月30日

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施期間を8月1日～11月30日までに変更しました。

ウ 実施場所

港区医師会所属の健康診査実施医療機関

エ 実施方法

「基本健康診査受診券」「港区健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記アの対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「後期高齢者医療被保険者証」を持参の上、受診します。受診にあたっては、「生活機能評価受診票（要介護・要支援認定ありの人以外）」「後期高齢者の質問票」に記入します。

オ 検査項目

◆基本的な健診（必須項目）・・・全員に行います。

問診 血中脂質検査 血糖検査 肝機能検査 尿検査、身体測定、血圧測定

◆詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。

貧血検査 心電図検査 眼底検査

カ 結果の説明

健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

開始時期

平成20年7月1日

実績表

基本健診受診状況

年度	(A) 被保険者総数 (人)	(B) 受診者数 (人)	(B/A) 受診率 (%)
30	21,933	8,715	39.73
元	22,200	8,939	40.27
2	22,230	8,071	36.31
3	22,864	8,448	36.95
4	23,781	8,642	36.34

(3) 保養施設

内容

被保険者の健康保持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

開始時期

夏季保養施設 昭和55年7月

秋季保養施設 平成21年8月

実績表

夏季・秋季保養施設の利用状況

(単位 件数：件，延人数：人)

区分	宿泊施設 (夏季)				宿泊施設 (秋季)		
所在地	静岡県 伊豆の国市		神奈川県 湯河原町		静岡県 伊東市		
借上げ施設	(※1) ホテル天坊 5人×2部屋		おんやど恵 5人×2部屋		(※2) 青山やまと 4人×1部屋		
開設期間	令和4年7月20日～8月28日 (40日間)				令和4年9月1日～ 10月31日 (61日間)		
利用実績 (※3)	年度	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
	30	44	121	40	119	105	212
	元	37	99	44	126	109	192
	2	38	95	49	131	86	150
	3					43	80
4	46	111	42	116	81	155	
利用料金	大人 (1泊2食) サービス料・消費税込み 7,150円 (※4) 小人料金等あり				被保険者 (1泊2食) サービス料・消費税込み 5,060円 (※4) 付添人、小人料金等あり		

(※1) 令和元年度に、施設が変更となっています。平成30年度の利用実績は、宿泊施設「松泉閣花月 (新潟県湯沢町)」のものであります。

(※2) 令和元年度から、施設が変更となっています。平成30年度の利用実績は、宿泊施設「ホテルはつはな (神奈川県箱根湯本)」のものであります。

(※3) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、夏季保養施設は事業中止、秋季保養施設は9月を中止しました。

(※4) 令和2年度から、利用料金を変更しました。

9 趣旨普及

概 要

将来にわたって安定的で持続可能な医療制度の実現、被保険者・若年者等の理解と信頼を基礎とした円滑な後期高齢者医療制度の運営、高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、趣旨の普及に取り組みます。

被保険者の健康維持増進を支援するために、「長寿だより」を毎年6月に発行しています。

実 績 表

発送件数 (単位：件)

年度	区分	発送件数
30		21,155
元		21,651
2		22,152
3		21,894
4		22,816

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

心身障害者医療費の助成（障制度）	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。

内容

(1) 対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 港区内に住所がある人
- ② 身体障害者手帳1・2級の人若しくは3級の内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の人、愛の手帳1・2度の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人
- ④ 年齢が65歳未満の人（ただし、65歳以上の人で、平成12年8月31日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。）
- ⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

障医療費助成対象者所得基準額表（令和4年9月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得（千円）	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得で算定します。

（ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得で算定します。）

(2) 助成対象期間

9月1日から翌年の8月31日まで（毎年9月1日に更新）

(3) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「健康保険証」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代（標準負担額）のみ支払います。

① 一部負担金（住民税が課税されている人のみ）

原則、定率1割負担となっています。ただし、1か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で1か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

(令和5年4月1日現在)

	一部負担金	1か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	1割	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (年4回目以降44,400円)
住民税非課税者	負担なし		

※**②**制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

1食につき460円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

根拠法令等

心身障害者の医療費の助成に関する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和49年7月1日

実績表

対象者数

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
加入医療保険					
後期高齢者医療制度加入者	184	180	173	163	170
国民健康保険加入者	711	705	678	668	659
上記以外の健康保険加入者	417	416	427	421	410
合計	1,312	1,301	1,278	1,252	1,239

償還払い

年度	30	元	2	3	4
区分					
助成件数(件)	1,416	1,605	1,417	1,215	1,399
支払金額(千円)	10,317	11,589	9,736	8,998	9,925

補助金等 ② ・無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 —	補助金名等	心身障害者医療費助成都扶助費
---------------------	----------	---------------	----------	-------	----------------

国民年金	所管課	各総合支所区民課
		国保年金課

概要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和 36 年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に参加していない自営業者等を対象としていましたが昭和 61 年 4 月の改正により、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成 3 年 4 月の改正により、20 歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。この他、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」等があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成 17 年 4 月から、特別障害給付金の制度が施行されました。

内容

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書等による勧奨事務を行っています。

（被保険者の種別）

- (1) 第 1 号被保険者 日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。）
- (2) 第 2 号被保険者 会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。）
- (3) 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）
- (4) 任意加入被保険者
 - ① 海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人
 - ② 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
 - ③ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人

被保険者数の推移

(単位：人)

年 度	30	元	2	3	4
第1号被保険者	38,294	38,497	38,043	37,743	38,216
任意加入被保険者	979	965	960	1,024	1,058
合計	39,273	39,462	39,003	38,767	39,274

※第3号被保険者は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所への届出のため数値はありません。

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

- (1) 保 険 料 年金の保険料は定額制となっています。
月額 16,590 円（令和4年度）
月額 16,520 円（令和5年度）
- (2) 納付方法 原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。
納付方法は、納付書で金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで払い込む方法と、金融機関・ゆうちょ銀行の口座振替・クレジットカード払い・電子納付・スマートフォンアプリ納付があります。
- (3) 時 効 保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。
- (4) 免除制度 所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。
法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届出により免除されます。
申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると保険料の全額・3/4・半額・1/4が免除されます。
- (5) 学生納付特例 学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
- (6) 納付猶予 50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
- (7) 産前産後期間免除制度 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）、所得にかかわらず届出により免除されます。

※(4)、(5)、(6)の制度が承認された期間の保険料は、後から納付（追納）することによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

保険料及び免除承認者数の推移

年 度		30	元	2	3	4
定額保険料	月額（円）	16,340	16,410	16,540	16,610	16,590
付加保険料	月額（円）	400	400	400	400	400
免除	法定免除（人）	1,133	1,112	1,148	1,179	1,284
	一般免除 学生納付特例（人）	8,143	8,317	10,073	10,395	10,980
免除率（％）		24.2	24.5	29.5	30.7	32.1
産前産後免除（人）			66	39	34	36
産前産後免除率（％）			0.2	0.1	0.1	0.1

3 給付の種類と金額

（令和5年4月1日現在）

年金の種類	受給要件	年 金 額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して10年以上ある人が65歳から受給できます。	令和5年度満額 795,000円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 792,600円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 保険料を納めた月数＋(保険料全額免除月数×1/2) ＋(4分の3免除月数×5/8)＋(半額免除月数×3/4) ＋(4分の1免除月数×7/8) 480月 (昭和16年4月1日以前生まれは300～468月) ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できます。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も20歳になると受給できます。	1級 993,750円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 990,750円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 2級 795,000円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 792,600円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 18歳未満(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)の子がいるときは加算額があります。2人目までは、各228,700円、3人目以降は、各76,200円を加算します。
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)未満の子と生活している配偶者が受給できます。	1,023,700円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 1,021,300円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は228,700円、3人目以降は、1人につき76,200円を加算します。
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある父や母が亡くなり、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)未満の子だけが残されたとき受給できます。	795,000円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は228,700円、3人目以降は、1人につき76,200円を加算します。

特別障害給付金 : 平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級:53,650円、2級:42,920円(月額)が支給されます。

年金生活者支援給付金(令和元年10月施行) : 公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給されます。老齢、補足的な老齢、障害、遺族の4つの種類があります。65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者が対象です。給付額は次のとおり種類により異なります。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的な老齢年金生活者支援給付金:5,140円(月額)を基準に保険料を納付した期間等により異なります。③障害年金生活者支援給付金:障害等級1級6,425円(月額)、2級5,140円(月額)。④遺族年金生活者支援給付金:5,140円(月額)。

国民年金の独自給付

年金の種類	受給要件	年金額
付加年金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受給できます。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間受給できます。	夫が受けられた老齢基礎年金の3/4
死亡一時金	保険料を36月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できます。	第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じ120,000円～320,000円、付加保険料を36月以上納めていたときは、8,500円が加算されます。

各年度末現在受給者数

(単位：人)

区分 年度	老年	通算老齢	障害	母子	遺児	寡婦	基礎年金			合計
							老齢	障害	遺族	
30	1,098	703	37	0	0	16	38,230	2,033	254	42,371
元	1,084	597	33	0	0	17	38,754	2,084	268	42,837
2	882	493	32	0	0	16	39,038	2,151	289	42,901
3	810	428	30	0	0	15	39,250	2,197	313	43,043
4	730	354	29	0	0	11	39,444	2,288	314	43,170

※寡婦・基礎年金以外はいずれも旧国民年金法による給付です。

老齢福祉年金

年金の種類	受給要件	年金額
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人などが70歳に達したとき。 (老齢年金を受けている人は該当しません。)	年額 406,100円

老齢福祉年金受給者数

(単位：人)

区分 年度	全額支給	一部支給	全額支給停止	合計
30	0	0	6	6
元	0	0	6	6
2	0	0	6	6
3	0	0	6	6
4	0	0	6	6

根拠法令等

国民年金法

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

補助金等 ① 無	国負担 国基準による	都負担 -	区負担 -	補助金名等	国民年金事務費交付金 年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金

複数課に共通する事業

(保健福祉支援部内の複数課に共通する事業をまとめて掲載しています。)

コミュニティバス乗車券の発行	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課・生活福祉調整課・子ども若者支援課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者1人

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担 無料（※1）

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成16年10月

実績表

発行の状況

(単位：枚)

区分	年度	30	元	2		3	4	
				9月まで	10月以降(※1)			
70歳以上	シルバーパス所持者	11,866	12,257	379	16,153	18,139	19,067	
	シルバーパス不所持者	住民税課税	1,408	1,411				70
		住民税非課税	1,165	1,391				129
障害者等(※2)		3,729	3,806	3,527		3,871	3,899	
妊産婦等(※3)		7,033	6,786	6,322		5,890	5,780	
生活保護世帯等		487	478	583		424	461	

(※1)令和2年10月以降はシルバーパスの所持にかかわらず、70歳以上の人は全員無料に制度を変更しました。

(※2)障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている人並びに東京都難病医療費助成を受けている人です。

(※3)妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人です。

補助金等
有 ・ 無

備考

高齢者・身体障害者等 事業者方式救急通報システム	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

高齢者及び身体障害者、難病り患者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って生活の安全を確保します。

事業内容

(1) 対 象

- ① 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ② 区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし等の人及びひとり暮らし等の難病の人

※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。

(2) 内 容

遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。

(3) 費 用

利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び区民税非課税者は無料）

根拠法令等

港区事業者方式救急通報システム事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

(1) 新規設置台数

(単位：台)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高齢者	146	143	149	203	218
障害者	3	2	4	4	1

(2) 年度末設置台数

(単位：台)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高齢者	1,067	1,075	1,075	1,140	1,169
障害者	13	15	17	20	19

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金 障害者施策推進区市町村包括補 助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	--

高齢者・障害者（児） 徘徊探索支援	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

認知症による徘徊行動のある高齢者や徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者や徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 区内に住所を有する認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人
- ② 中度以上（愛の手帳1～3度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）

(2) 利用者負担

GPS端末機 月額 500円

現場急行サービス 1回 3,000円

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者徘徊探索支援事業運営要綱

障 害 者 港区知的障害者（児）徘徊探索支援事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実 績 表

年度末登録者数

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	14	24	14	19	11
障 害 者	17	19	19	19	15

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者・障害者（児） 紙おむつ給付及びおむつ代の助成	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者及び障害者（児）に紙おむつ等を給付することにより、高齢者等の快適な生活を確保するとともに、介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額 月額 10,000 円）。

※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

事業内容

(1) 対 象

- ① 区内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受け、常時臥床及び失禁状態にある人
- ② 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で、3 歳以上 65 歳未満の人

(2) 給付内容

紙おむつ等の支給対象商品の中から、給付限度の範囲内で選択する方式

(3) 給付方法

委託業者が、月 1 回指定の場所に配送

(4) 利用者負担

月額 500 円

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱
障 害 者 港区重度障害者（児）紙おむつ給付要綱

開始時期

高 齢 者 平成 6 年 4 月 1 日（おむつ代助成は、平成 7 年 4 月 1 日から）
障 害 者 昭和 54 年 5 月 1 日

実績表

(1) おむつの給付

① 延給付人数

(単位：人)

区分	年度				
	30	元	2	3	4
高 齢 者	21,733	22,402	22,718	23,383	24,072
障 害 者	1,840	1,842	1,713	1,749	1,843

② 月平均の給付人数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	1,811	1,867	1,893	1,949	2,006
障 害 者	153	154	143	146	154

(2) おむつ代の助成

① 延助成人数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	259	246	228	209	177
障 害 者	33	27	29	25	16

② 月平均の助成人数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	22	21	19	17	15
障 害 者	3	2	2	2	1

補助金等
有 ・ (無)

備 考

高齢者・障害者（児） 寝具乾燥等消毒	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 区内に住所を有する 65 歳以上で、要介護 3 以上の人
- ② 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人

(2) 実施回数

年 12 回（うち 1 回は水洗い）

(3) 利用者負担

寝 具 1 組（乾燥消毒）	150円
掛布団 1 枚（水洗い消毒）	300円
敷布団 1 枚（水洗い消毒）	300円
毛 布 1 枚（水洗い消毒）	50円

根拠法令等

港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

開始時期

昭和 48 年 6 月 1 日

実 績 表

（単位：人）

年度 延実施人数	30	元	2	3	4
	高 齢 者	308	257	192	269
障 害 者	857	836	704	714	725

補助金等
有 ・ 無

備 考

高齢者・心身障害者（児） 福祉キャブ	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

車椅子使用や寝たきりの高齢者及び障害者（児）、又は知的障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

① 高 齢 者

ア おおむね 65 歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人

イ 介護保険の第 2 号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受け、一般の交通機関を利用することが困難な人

② 心身障害者（児）

65 歳以下で、次の要件に該当する人

ア 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3 級の人、内部障害 1 級の人、呼吸器機能障害 1・3 級の人

イ 愛の手帳 1・2 度の人

(2) 予約方法

利用者が、原則として利用日の前日までに、運行委託業者に直接申し込みます。

(3) 補助内容

利用者が負担する乗車運賃を普通車タクシー料金と同額にします。

(4) 介助人利用助成

ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人 1 人までの利用料のうち半額を助成します。

(5) 乗車地域

出発地又は到着地が東京 23 区・武蔵野市・三鷹市

根拠法令等

港区福祉キャブ利用カード交付要綱

開始時期

昭和 57 年 5 月 1 日

実績表

(1) 延利用件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高齢者	7,282	5,435	4,303	4,554	4,597
障害者	2,682	2,396	1,549	1,895	1,936

(2) 介助人利用助成件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高齢者	265	167	104	150	93
障害者	15	10	2	16	33

補助金等 ① ・ 無	国負担 －	都負担 都基準による	区負担 事業費－都補助費	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

緊急移送サービス利用助成事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

車椅子等を使用する高齢者や障害者が、緊急時に24時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。

事業内容

(1) 対 象

港区福祉キャブ利用カード交付者

(2) 利用方法

利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。

(3) 利用者負担

① 利用料金が10,000円以下の場合 利用料金の30%に相当する額

② 利用料金が10,000円超の場合 3,000円+10,000円を超える部分の額

※移送補助用具(寝台・車椅子・リクライニング式車椅子)の利用料金については、全額助成します。

根拠法令等

港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱

開始時期

平成17年4月1日

実績表

(1) 延利用件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	4	3	3	2	1
障 害 者	0	0	0	0	2

(2) 移送補助用具利用助成件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	1	2	2	0	0
障 害 者	0	0	0	0	1

補助金等
有 ・ (無)

備 考

高齢者・心身障害者（児） 福祉理美容サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び外出困難な心身障害者（児）に福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 区内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人
- ② 東京都重度心身障害者手当を受給している人
- ③ 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1級の人
- ④ 愛の手帳1度の人

(2) 実施回数

年6回まで

(3) 利用者負担

1回 500円

(4) 登録カード有効期間

4月1日から翌年の3月31日まで

(5) 利用方法

港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿（49店舗）・港区福祉美容協力店名簿（26店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

根拠法令等

港区福祉理美容登録カード交付要綱

開始時期

昭和52年7月1日

実績表

（単位：件）

年度 \ 利用延件数	30	元	2	3	4
高 齢 者	876	802	808	905	939
障 害 者	146	150	103	109	118

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者・障害者 配食サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な高齢者や障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を、居宅に訪問して提供することにより、栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者及び障害者の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

① 高 齢 者

65歳以上の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人

ア ひとり暮らしの人

イ 高齢者のみの世帯の人

ウ 高齢者と障害者のみの世帯の人

② 障 害 者

65歳未満の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人

ア 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
(以下「障害者」という。)でひとり暮らしの人

イ 障害者のみで世帯を構成する人

※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。

(2) 利用者負担

1食あたり 300円～480円

(3) 実施回数

1週間に7食まで、昼食又は夕食を配食します。

(4) 配食事業者

申請時に6事業者から選ぶことができます。

申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から10日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者配食サービス事業実施要綱

障 害 者 港区障害者配食サービス事業実施要綱

開始時期

高 齢 者 平成12年4月1日

障 害 者 平成13年4月1日

実績表

(1) 実利用者数

(単位：人)

年度 区分	30	元	2	3	4
高齢者	925	954	1,168	1,168	1,185
障害者	189	202	206	218	256

(2) 延配食数

(単位：食)

年度 区分	30	元	2	3	4
高齢者	197,147	226,785	253,739	273,742	282,324
障害者	10,916	13,566	13,120	13,908	12,896

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

無料入浴券の給付	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課・障害者福祉課・生活福祉調整課

目 的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

事業内容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等

(2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

- | | |
|------------|--|
| 高 齢 者 | 1人当たり年間最大52枚
※申請月により給付枚数が異なります。 |
| 障害者及び原爆被爆者 | 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚
※申請月により給付枚数が異なります。 |
| 生活保護世帯等 | 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚
※開始月により給付枚数が異なります。 |

根拠法令等

港区無料入浴券給付事業実施要綱

※生活保護世帯等については、「港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施要綱」に規定されています。

開始時期

- | | |
|-----------|---|
| 高 齢 者 | 昭和 57 年 4 月 (平成 19 年 4 月から 70 歳以上へ対象拡大) |
| 障 害 者 | 昭和 57 年 4 月 (平成 17 年 4 月から精神障害者へ対象拡大) |
| 原 爆 被 爆 者 | 平成 7 年 4 月 |
| 生活保護世帯等 | 昭和 57 年 4 月 |

実 績 表

利用状況

(単位：枚)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
高 齢 者	152,522	150,323	130,695	138,117	142,690
障 害 者 等	14,810	14,370	13,590	12,443	14,188
生活保護世帯等	4,435	3,779	3,231	2,934	2,682

※障害者等には、原爆被爆者を含みます。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

都営交通の無料乗車券の交付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課・生活福祉調整課

目 的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

〔有効期間〕

- ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間
- ・生活保護世帯等は1年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開始時期

- ・身体障害者等については、昭和39年4月
- ・生活保護世帯等については、昭和42年10月

実績表

交付の状況

(単位：枚)

年度	30	元	2	3	4
身体障害者等	1,183	1,193	958	894	1,059
生活保護世帯等	649	647	671	649	647

※身体障害者等には、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者を含みます。

※生活保護世帯等には、中国残留邦人等支援給付受給世帯を含みます。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援	所管課	—
		高齢者支援課・介護保険課・障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、特に重症化するリスクが高いとされる高齢者や障害がある方が主に利用する施設等において、安心して施設運営ができるよう支援します。

事業内容

- (1) PCR検査を区が実施
区が委託する検査機関による検査を実施します。鼻咽頭ぬぐい液による検体採取や確定判断、発生届の発出は、港区医師会と連携し医師による必要な支援を行います。
- (2) PCR検査費用の助成
施設等の職員、入所者及び利用者が受検したPCR検査費用を区が助成します。(令和2年度及び令和5年度は上限額あり。)
- (3) 高齢者施設等の事業継続に関する支援
事業継続に関する相談・助言等の支援、ケアマネジャー、高齢者相談センター等によるサービス利用調整の検討、東京都と連携し他施設からの職員派遣の検討等を支援します。

根拠法令等

港区高齢者福祉施設等におけるPCR検査費用助成実施要綱

開始時期

令和2年12月 ※(1)は令和3年3月で終了しました。

実績表

(1) 区実施分

区分 \ 年度	2
延申請事業所数(事業所)	52
延件数(件)	1,721
支出額(円)	20,336,800

(2) 費用助成分

区分 \ 年度	2	3	4
延申請事業所数(事業所)	11	91	75
延受検者数(人)	152	2,157	3,361
助成額(円)	2,818,604	44,565,121	40,652,001

※実績は、高齢者福祉施設、障害者支援施設、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の合計です。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業
-----------------	----------	--------------	----------	-------	-------------------------

新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	所管課	—
		介護保険課・障害者福祉課

目 的

移動が困難な高齢者、障害者等の新型コロナワクチン接種会場等への移動負担軽減を図り、ワクチン接種を支援します。

事業内容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ① 要支援・要介護認定を受けている人（第2号被保険者を含む。）ただし、巡回接種の対象となる高齢者施設入所者等を除く。
- ② 身体障害者手帳のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害、呼吸器機能障害それぞれ1～3級、内部障害1級所持者、愛の手帳1・2度所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者

(2) 実施内容

対象者に、新型コロナワクチン接種タクシー利用券（1回接種につき往復分として2枚）を支給します。

開始時期

令和3年5月17日

実績表

区分		年度	3	
			1・2回目接種	3回目接種
①要支援・要介護認定者	支給人数（人）		7,975	8,010
	利用件数（件）		13,250	4,345
②障害者	支給人数（人）		1,608	1,466
	利用件数（件）		2,269	889

区分		年度	4			
			1・2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種
①要支援・要介護認定者	支給人数（人）		2	6	8,412	6,095
	利用件数（件）		34	277	3,696	3,134
②障害者	支給人数（人）		22	103	1,096	751
	利用件数（件）		56	128	666	526

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 10/10	都負担 —	区負担 —	補助金名等	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費
-----------------	--------------	----------	----------	-------	------------------------

令和5年度に開始する新規事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	所管課	— 高齢者支援課・国保年金課・健康推進課			
<p>目 的 高齢者のフレイル対策をより効果的に推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を実現し、区民が生涯にわたり不自由なく日常生活を送れるよう支援します。</p> <p>事業内容 東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け75歳以上の高齢者を対象に、健診情報や介護保険情報等を横断的に分析し抽出した課題を基に、区の決定した基準値に基づくハイリスク高齢者に個別の保健指導を実施します。また、75歳以前からフレイル対策の重要性を周知啓発するため、60歳以上の高齢者を対象に講座等事業を実施します。</p> <p>根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 介護保険法 東京都後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実施要綱</p> <p>開始時期 令和5年4月1日</p>					
補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備 考	

他部署に移管した事業

高齢者世帯等防災用品あっせん事業 (高齢者・障害者)	所管課	—
		防災課(高齢者支援課・障害者福祉課・子ども政策課)

本事業は、平成30年11月から防災危機管理室防災課で行っています。

目 的

ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等を対象に、防災用品の購入をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等の生活の安全を確保し、もって福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

防災用品を自身で準備することが困難なひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等に防災用品の購入をあっせんします。

(2) 対 象 者

区内に住所を有する在宅の人であって、次の①～④のいずれかに該当する人

① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の人

② 65歳未満で次のアからウのいずれかに該当するひとり暮らしの人又はアからウに該当する人のみで構成される世帯の人

ア 身体障害者手帳1～3級を有する人

イ 愛の手帳1・2度を有する人

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を有する人

③ 母子健康手帳を発行された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦

④ 高齢者、②アからウまでに掲げる人及び③に掲げる人のみの世帯の人

(3) あっせんの回数

1世帯につき1回限り

根拠法令等

港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱

開始時期

平成24年9月

実績表

申請者数 (単位：人)

区分 \ 年度	30
高齢者	23(7)
障害者	1(1)
妊産婦	21(14)

※平成30年度の()内は、10月末まで(高齢者支援課・障害者福祉課・子ども政策課)の受付数で内数です。

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
---	--	--	--	----	--

参 考 資 料

- 1 港区の人口
- 2 港区の高齢者の状況

1 港区の人口

年齢別・総合支所別人口表

令和5年1月1日現在（単位：人）

区分	年 齢	港区全体				芝地区				麻布地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	6,291	5,941	12,232	4.68%	968	930	1,898	4.51%	1,366	1,271	2,637	4.33%
	5～9歳	6,471	6,397	12,868	4.92%	804	835	1,639	3.89%	1,529	1,515	3,044	5.00%
	10～14歳	5,359	5,170	10,529	4.02%	550	569	1,119	2.66%	1,352	1,215	2,567	4.21%
	計(0～14歳)	18,121	17,508	35,629	13.62%	2,322	2,334	4,656	11.05%	4,247	4,001	8,248	13.54%
生産年齢人口	15～19歳	4,157	4,058	8,215	3.14%	474	450	924	2.19%	989	912	1,901	3.12%
	20～24歳	5,192	5,515	10,707	4.09%	887	1,033	1,920	4.56%	1,241	1,373	2,614	4.29%
	25～29歳	8,706	9,010	17,716	6.77%	1,947	1,929	3,876	9.20%	2,218	2,282	4,500	7.39%
	30～34歳	9,176	10,377	19,553	7.47%	1,885	2,033	3,918	9.30%	2,223	2,444	4,667	7.66%
	35～39歳	10,210	11,867	22,077	8.44%	1,903	2,080	3,983	9.46%	2,446	2,820	5,266	8.65%
	40～44歳	11,124	12,396	23,520	8.99%	1,935	1,880	3,815	9.06%	2,683	3,096	5,779	9.49%
	45～49歳	11,390	12,867	24,257	9.27%	1,772	1,836	3,608	8.57%	2,648	3,132	5,780	9.49%
	50～54歳	10,923	12,122	23,045	8.81%	1,639	1,694	3,333	7.91%	2,477	2,819	5,296	8.70%
	55～59歳	9,226	9,553	18,779	7.18%	1,367	1,389	2,756	6.54%	2,073	2,176	4,249	6.98%
	60～64歳	6,538	6,939	13,477	5.15%	1,048	1,042	2,090	4.96%	1,449	1,511	2,960	4.86%
	計(15～64歳)	86,642	94,704	181,346	69.32%	14,857	15,366	30,223	71.75%	20,447	22,565	43,012	70.62%
老年人口	65～69歳	4,642	5,139	9,781	3.74%	737	773	1,510	3.58%	1,023	1,138	2,161	3.55%
	70～74歳	4,894	6,055	10,949	4.19%	770	960	1,730	4.11%	1,036	1,295	2,331	3.83%
	75～79歳	3,752	5,130	8,882	3.40%	689	864	1,553	3.69%	810	1,137	1,947	3.20%
	80～84歳	2,607	4,247	6,854	2.62%	433	663	1,096	2.60%	578	849	1,427	2.34%
	85～89歳	1,597	3,221	4,818	1.84%	278	564	842	2.00%	336	663	999	1.64%
	90～94歳	637	1,765	2,402	0.92%	101	271	372	0.88%	135	384	519	0.85%
	95～99歳	159	674	833	0.32%	26	94	120	0.28%	41	190	231	0.38%
	100歳以上	17	104	121	0.05%	1	17	18	0.04%	3	28	31	0.05%
計(65歳～)	18,305	26,335	44,640	17.06%	3,035	4,206	7,241	17.19%	3,962	5,684	9,646	15.84%	
合 計	123,068	138,547	261,615	100.00%	20,214	21,906	42,120	100.00%	28,656	32,250	60,906	100.00%	

区分	年 齢	赤坂地区				高輪地区				芝浦港南地区			
		男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合	男	女	総 数	割 合
年少人口	0～4歳	820	783	1,603	4.22%	1,387	1,312	2,699	4.35%	1,750	1,645	3,395	5.80%
	5～9歳	846	891	1,737	4.57%	1,511	1,550	3,061	4.93%	1,781	1,606	3,387	5.79%
	10～14歳	730	709	1,439	3.79%	1,259	1,307	2,566	4.13%	1,468	1,370	2,838	4.85%
	計(0～14歳)	2,396	2,383	4,779	12.58%	4,157	4,169	8,326	13.42%	4,999	4,621	9,620	16.43%
生産年齢人口	15～19歳	574	591	1,165	3.07%	1,010	1,041	2,051	3.30%	1,110	1,064	2,174	3.71%
	20～24歳	711	710	1,421	3.74%	1,255	1,296	2,551	4.11%	1,098	1,103	2,201	3.76%
	25～29歳	1,181	1,078	2,259	5.95%	1,752	2,011	3,763	6.06%	1,608	1,710	3,318	5.67%
	30～34歳	1,253	1,418	2,671	7.03%	1,787	2,249	4,036	6.50%	2,028	2,233	4,261	7.28%
	35～39歳	1,399	1,518	2,917	7.68%	2,078	2,689	4,767	7.68%	2,384	2,760	5,144	8.79%
	40～44歳	1,521	1,685	3,206	8.44%	2,350	2,952	5,302	8.54%	2,635	2,783	5,418	9.26%
	45～49歳	1,613	1,809	3,422	9.01%	2,465	3,100	5,565	8.97%	2,892	2,990	5,882	10.05%
	50～54歳	1,611	1,714	3,325	8.75%	2,366	3,090	5,456	8.79%	2,830	2,805	5,635	9.63%
	55～59歳	1,430	1,474	2,904	7.64%	2,085	2,485	4,570	7.36%	2,271	2,029	4,300	7.35%
	60～64歳	1,072	1,162	2,234	5.88%	1,539	1,860	3,399	5.48%	1,430	1,364	2,794	4.77%
	計(15～64歳)	12,365	13,159	25,524	67.18%	18,687	22,773	41,460	66.81%	20,286	20,841	41,127	70.26%
老年人口	65～69歳	738	890	1,628	4.28%	1,223	1,389	2,612	4.21%	921	949	1,870	3.19%
	70～74歳	814	1,052	1,866	4.91%	1,318	1,708	3,026	4.88%	956	1,040	1,996	3.41%
	75～79歳	619	890	1,509	3.97%	1,031	1,382	2,413	3.89%	603	857	1,460	2.49%
	80～84歳	453	716	1,169	3.08%	707	1,220	1,927	3.11%	436	799	1,235	2.11%
	85～89歳	268	602	870	2.29%	440	881	1,321	2.13%	275	511	786	1.34%
	90～94歳	120	364	484	1.27%	188	503	691	1.11%	93	243	336	0.57%
	95～99歳	28	115	143	0.38%	44	200	244	0.39%	20	75	95	0.16%
	100歳以上	3	18	21	0.06%	8	33	41	0.07%	2	8	10	0.02%
計(65歳～)	3,043	4,647	7,690	20.24%	4,959	7,316	12,275	19.78%	3,306	4,482	7,788	13.30%	
合 計	17,804	20,189	37,993	100.00%	27,803	34,258	62,061	100.00%	28,591	29,944	58,535	100.00%	

(港区住民基本台帳より)

2 港区の高齢者の状況

(1) 港区の人口と65歳以上人口

令和5年1月1日現在（単位：人）

人口の区分		総数	内訳			
			男	女		
港区		261,615	123,068	138,547		
65歳以上		44,640	18,305	26,335		
内訳	65～74歳	20,730	9,536	11,194		
	75歳以上	23,910	8,769	15,141		
地区別内訳	芝	芝地区	42,120	20,214	21,906	
		65歳以上	7,241	3,035	4,206	
		内訳	65～74歳	3,240	1,507	1,733
			75歳以上	4,001	1,528	2,473
	麻布	麻布地区	60,906	28,656	32,250	
		65歳以上	9,646	3,962	5,684	
		内訳	65～74歳	4,492	2,059	2,433
			75歳以上	5,154	1,903	3,251
	赤坂	赤坂地区	37,993	17,804	20,189	
		65歳以上	7,690	3,043	4,647	
		内訳	65～74歳	3,494	1,552	1,942
			75歳以上	4,196	1,491	2,705
	高輪	高輪地区	62,061	27,803	34,258	
		65歳以上	12,275	4,959	7,316	
		内訳	65～74歳	5,638	2,541	3,097
			75歳以上	6,637	2,418	4,219
芝浦港南	芝浦港南地区	58,535	28,591	29,944		
	65歳以上	7,788	3,306	4,482		
	内訳	65～74歳	3,866	1,877	1,989	
		75歳以上	3,922	1,429	2,493	

※高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、17.06%です。（港区住民基本台帳より）

(2) 人口推移

毎年度1月1日現在(単位:人)

年度	30	元	2	3	4	
港区	257,426	260,379	259,036	257,183	261,615	
65歳以上 (高齢化率)	43,784 (17.01%)	44,051 (16.92%)	44,186 (17.06%)	44,335 (17.24%)	44,640 (17.06%)	
内 訳	65~74歳 (前期高齢者割合)	21,710 (8.43%)	21,577 (8.29%)	21,582 (8.33%)	21,399 (8.32%)	20,730 (7.92%)
	75歳以上 (後期高齢者割合)	22,074 (8.57%)	22,474 (8.63%)	22,604 (8.73%)	22,936 (8.92%)	23,910 (9.14%)

(港区住民基本台帳より)

(3) 要介護(要支援)認定者数の推移

毎年度末日現在(単位:人)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
30	1,640	1,070	1,699	1,556	1,232	1,115	959	9,271
元	1,624	1,009	1,725	1,574	1,265	1,107	960	9,264
2	1,622	977	1,715	1,585	1,324	1,184	972	9,379
3	1,650	1,015	1,696	1,716	1,318	1,218	954	9,567
4	1,684	1,025	1,779	1,803	1,376	1,181	917	9,765

(4) 要介護(要支援)認定者数(総合支所別)

令和4年度末日現在(単位:人)

総合支所	比率	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
芝	16.4%	276	197	290	304	213	178	140	1,598
麻布	20.0%	335	181	346	348	289	268	182	1,949
赤坂	15.9%	240	187	266	301	219	186	149	1,548
高輪	26.8%	482	276	513	478	353	287	225	2,614
芝浦港南	15.4%	302	147	278	260	207	162	144	1,500
その他	5.7%	49	37	86	112	95	100	77	556
合計	100.0%	1,684	1,025	1,779	1,803	1,376	1,181	917	9,765

※その他…住所地特例者などです。

(5) 年齢別認定者状況

毎年度末日現在

年度	40歳以上65歳未満			65歳以上			総人口 (人)	認定者数 (人)	比率 (%)
	総数 (人)	認定者数 (第2号被保険者) (人)	比率 (%)	総数(第1号 被保険者)※ (人)	認定者数 (人)	比率 (%)			
30	97,874	182	0.2	44,534	9,089	20.4	258,696	9,271	3.6
元	100,285	177	0.2	44,819	9,087	20.3	261,923	9,264	3.5
2	100,511	191	0.2	44,866	9,188	20.5	258,821	9,379	3.6
3	101,331	195	0.2	45,102	9,372	20.8	258,783	9,567	3.7
4	103,662	210	0.2	45,434	9,555	21.0	263,970	9,765	3.7

※第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含みます。

※総人口及び40歳以上65歳未満の総数は、翌年度4月1日現在の数値です。

(6) ひとり暮らし高齢者数(実態調査)

令和5年1月1日現在(単位:人)

地区	区分	総数	内訳	
			男	女
芝		1,361	378	983
麻布		1,511	365	1,146
赤坂		1,392	327	1,065
高輪		2,209	531	1,678
芝浦港南		1,624	486	1,138
合計		8,097	2,087	6,010

※ひとり暮らし高齢者…港区住民基本台帳上の65歳以上の単身世帯を対象に、民生委員・児童委員等が実態調査した単身居住者です。

事業名（五十音順）索引

<p>あ 愛の手帳（知的障害者） 190</p>	<p>旧措置入所者の特定負担限度額認定 利用者負担額減額・免除認定 165 共同住宅バリアフリー化支援事業 118 緊急移送サービス利用助成事業 413</p>
<p>い いきいきプラザ・ 児童高齢者交流プラザ（あいぶら） 67 いちよう学級 246 一般介護予防事業 （みんなの教室・みんなでトレーニング） 86 移動支援 269 医療機関連携型認知症介護者支援事業 （みんなとオレンジカフェ） 92 医療費適正化 381</p>	<p>く 訓練等給付 249</p>
<p>え NHK放送受信料減免対象世帯の証明 225</p>	<p>け ケアハウス港南の郷 113 献血事業の推進 55 原爆被爆者の援護 213</p>
<p>か 介護給付 248 介護給付適正化 172 介護給付・予防給付 159 介護サービス事業者支援事業 178 介護事業所家賃助成 176 介護人材育成支援事業 181 介護認定審査会 158 介護保険 149 介護保険サービス第三者評価支援事業 177 介護保険サービスの苦情・相談 174 介護保険のあゆみ 151 介護保険ホームヘルプサービス等 利用者負担金助成事業 167 介護保険料 153 介護マークの普及 109 介護予防・生活支援サービス事業 （通所型サービス） 84 介護予防・生活支援サービス事業 （訪問型サービス） 82 介護予防総合センター（ラクっちゃ） 79 介護予防プロジェクト 90 介護予防リーダー養成講座 89 介護ロボット等導入支援事業 183 学習支援事業 323 簡易陰圧装置等設置経費支援事業 184</p>	<p>こ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 164 高額介護（介護予防）サービス費 163 高額障害福祉サービス等給付費等 254 後期高齢者医療制度（長寿医療制度） 384 高次脳機能障害理解促進事業 235 公衆浴場確保事業 56 行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理 320 高齢者エアコン購入費給付事業 133 高齢者会食サービス 78 高齢者火災安全システム 131 高齢者家事援助サービス事業 128 高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成 408 高齢者虐待防止・養護者支援事業 100 高齢者救急通報システム 134 高齢者緊急一時介護人派遣 129 高齢者緊急一時保護事業 110 高齢者緊急医療短期入所事業 127 高齢者在宅サービスセンター 123 高齢者事業者方式救急通報システム 405 高齢者施設等におけるPCR検査に 係る支援 419 高齢者集合住宅 114 高齢者宿泊デイサービス事業 125 高齢者昇降機設置費助成事業 117 高齢者自立支援住宅改修 116 高齢者自立支援住宅改修等コーディネート 119 高齢者寝具乾燥等消毒 410 高齢者生活管理指導事業 130 高齢者世帯等防災用品あっせん事業 （高齢者・障害者） 427 高齢者相談センター （地域包括支援センター） 101</p>
<p>き 機能訓練（区単独事業） 290</p>	

高齢者単身世帯実態調査	75	自動車燃料費の助成	219
高齢者通院支援サービス	136	児童発達支援センター（ぽお）	279
高齢者デジタルデバイド解消事業	76	社会福祉協議会の運営支援	58
高齢者日常生活用具給付事業	137	社会福祉法人等運営助成	111
高齢者熱中症対策事業	132	社会福祉法人の認可等・指導監査	41
高齢者の地域における		住居確保給付金	317
セーフティネットワーク構築	103	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等	
高齢者の保健事業と介護予防の		事業	239
一体的実施事業	423	重症心身障害児・者通所事業	242
高齢者徘徊探索支援	407	重度障害児日中一時支援事業	244
高齢者配食サービス	415	重度心身障害者手当（都制度）	210
高齢者はり・マッサージサービス事業	70	重度身体障害児学校送迎支援事業	241
高齢者福祉キャブ	411	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	240
高齢者福祉サービスの苦情解決		重度脳性麻痺者介護事業	216
及び質の向上に関する委員会	145	住民税非課税世帯等に対する臨時特別	
高齢者福祉サービスの広報	66	給付金	327
高齢者福祉相談	65	就労継続支援B型事業	
高齢者福祉理美容サービス	414	（みなとワークアクティ）	287
高齢者訪問電話	135	就労支援事業	307
高齢者補聴器購入費助成事業	138	手話通訳者養成事業	266
高齢者見守りのための講習会	104	手話通訳者設置事業	265
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	120	障害支援区分審査会	247
国民健康保険	333	障害児通所支援	276
国民健康保険医療費の一部負担金の		障害児通所支援事業者及び障害児入所施設	
減額・免除と徴収猶予	363	の指定・変更・更新・廃止	274
国民健康保険結核・精神医療給付金	371	障害児通所支援事業所運営支援補助金交付	275
国民健康保険高額介護合算療養費	368	障害児入所支援	277
国民健康保険高額療養費	364	障害者意思疎通促進事業	258
国民健康保険高齢受給者証	380	障害者学習活動支援（助成）	229
国民健康保険事業の運営に関する協議会	346	障害者基幹相談支援センター	196
国民健康保険趣旨普及	347	障害者虐待防止・養護者支援事業	197
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	370	障害者グループホーム芝浦	297
国民健康保険傷病手当金	383	障害者グループホーム家賃助成	231
国民健康保険その他の医療給付	362	障害者サービス苦情解決委員会	
国民健康保険のあゆみ	336	（ヒューマンほっとライン）	195
国民健康保険の保健事業	378	障害者サービス提供事業者育成事業	270
国民健康保険料	348	障害者差別解消推進	257
国民健康保険料年度別調定収納状況	351	障害者支援ホーム南麻布	298
国民健康保険料の減免制度	354	障害者施設等運営支援	238
国民健康保険療養の給付	356	障害者（児）紙おむつ給付	
国民健康保険療養費	357	及びおむつ代の助成	408
国民年金	397	障害者（児）寝具乾燥等消毒	410
心のバリアフリー推進事業	259	障害者（児）日常生活用具及び	
寿商品券等贈呈	71	住宅設備改善費の給付等	255
コミュニティバス乗車券の発行	403	障害者（児）日中一時居場所提供事業	245
		障害者（児）徘徊探索支援	407
㊦		障害者住宅	299
失語症者コミュニケーション支援事業	268	障害者就労支援事業	236
自動車運転免許取得費助成	220	障害者就労支援事業所設備整備等	
自動車改造費の助成	221	補助金交付事業	237

障害者情報バリアフリー推進事業	260	精神障害者保健福祉手帳	191
障害者団体への助成等	227	成年後見制度利用促進事業	46
障害者配食サービス	415	赤十字事業の推進	
障害福祉サービス事業者等指導	271	（日本赤十字社東京都支部港区地区）	54
障害福祉サービス第三者評価支援事業	272	戦没者遺家族援護	318
障害福祉サービス等事業所家賃助成	301		
障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）	281	【そ】	
障害保健福祉センター施設貸出	293	相談支援	250
障害保健福祉センター相談事業	284	相談支援事業者及び障害児相談支援事業者	
小児精神障害者入院医療費助成	203	の指定・変更・更新・廃止	273
自立訓練（機能訓練）事業	288		
自立支援医療（更生医療）	199	【た】	
自立支援医療（精神通院医療）	201	代理電話サービス事業	267
自立促進事業	312	タクシー利用券の給付	218
シルバー人材センターの運営支援	59	短期入所事業	300
新型コロナウイルス感染症生活困窮者			
自立支援金の支給	328	【ち】	
新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護		地域型認知症予防事業	91
者緊急一時支援事業	139	地域活動支援センター事業	
新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者		（障害保健福祉センター）	282
向け高齢者配食サービス事業	140	地域生活支援拠点等推進事業	198
新型コロナウイルス感染症対策障害児・者		地域で共に生きる障害児・障害者アート展	262
居所確保事業	302	地域包括ケア推進事業	
新型コロナウイルスワクチン接種移動支援		（1）地域包括ケア推進会議	42
事業	420	（2）福祉総合窓口事業	43
新型コロナウイルスワクチン接種高齢者		（3）在宅医療・療養等相談支援事業	44
付添支援事業	141	（4）普及啓発	45
心身障害者医療費の助成（㊦制度）	395	地域密着型サービス事業者の	
心身障害者（児）福祉キャブ	411	指定・更新・廃止	171
心身障害者（児）福祉理美容サービス	414	知的障害者グループホーム支援	230
心身障害者（児）訪問電話	251	知的障害者福祉相談	193
心身障害者福祉手当（区制度）	209	中国残留邦人等支援給付事業	315
身体障害者相談員・知的障害者相談員	194	中等度難聴児発達支援事業	215
身体障害者手帳	187	聴覚障害者等意思疎通支援事業	263
身体障害者等事業者方式救急通報システム	405	調査訪問体制強化事業	310
身体障害者福祉相談	192	長寿を祝う集い	73
新橋はつつ太陽運営補助	234		
		【つ】	
【せ】		通所訓練事業への補助	233
生活介護事業（工房アミ）	286		
生活機能評価事業	81	【て】	
生活支援体制整備事業	107	電力・ガス・食料品等価格高騰	
生活・就労支援センター	322	緊急支援給付金	329
生活相談	314		
生活保護事業	305	【と】	
生活保護受給者等就労自立促進事業	308	東京都心身障害者扶養共済制度	214
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	309	糖尿病等重症化予防事業	372
精神障害者医療保護入院の区長同意	319	都営交通の無料乗車券の交付	418
精神障害者グループホーム支援	232	特定健康診査	373
精神障害者支援センター		特定保健指導	376
（あいはーと・みなと）	295		

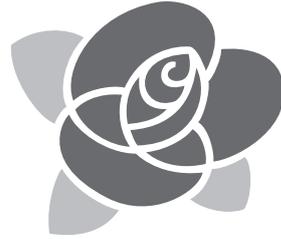
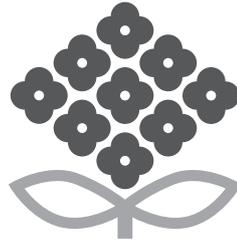
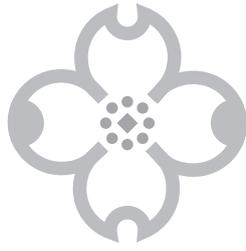
特別障害者手当等（国制度）	211	ほ	
特別養護老人ホーム	112	法外援護事業	311
な		放課後等デイサービス事業 （障害保健福祉センター）	292
難病等医療費助成	204	訪問型介護予防事業	88
に		保護司の支援	52
入浴サービス	217	補助犬の給付	226
認知症高齢者介護家族支援事業	99	補装具費の支給	252
認知症高齢者等おかえりサポート事業	97	み	
認知症高齢者見守り事業	95	みなと障がい者福祉事業団への助成	228
認知症初期集中支援事業	94	みなと認知症サポート店認定事業	96
認知症早期発見推進事業	93	民営バス乗車割引証	223
は		民生委員・児童委員の支援	50
発達支援センター事業	278	む	
ひ		無料入浴券の給付	417
非自発的失業者の保険料の軽減措置	355	ゆ	
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	105	有料道路障害者割引制度	224
被保護者健康管理支援事業	313	よ	
100歳訪問	72	要介護・要支援認定	156
ヒューマンぷらぎまつり	294	養護老人ホーム入所措置	122
ふ		り	
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	222	利用者負担額軽減実施法人助成事業	169
福祉事務所無料職業紹介所	321	ろ	
福祉のまちづくり	48	老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援	61
負担限度額認定	166	老人保健福祉月間 （みなとほほえみ月間）事業	74
へ		路上生活者対策事業	316
ヘルプカード普及事業	261		

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



刊行物発行番号 2023048-3711

港区の保健福祉

令和5年度（2023年度）版 事業概要

令和5年（2023年）8月発行

編集・発行 港区保健福祉支援部
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話 03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

